

### 第3回定例会会議録

平成18年 9月11日(月)

開 議 午前10時00分

○議長(土屋 実君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、産業建設課長葬祭のため課長補佐が、人権政策課長病欠のため係長が、それぞれ代理出席いたします。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第1 一般質問 - - -

○議長(土屋 実君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

頁	通告番号	氏 名	件 名
67	1	内 堀 恵 人	苗畑跡地の有効活用について
			塩野バイパスについて
81	2	茂 木 祐 司	きわめて不正常的な同和事業の解決方法は
102	3	笹 沢 武	御代田町における中心市街地活性化基本 計画策定の取り組みについて 中学校建替事業の進捗状況を問う
116	4	内 堀 千 恵 子	子育て支援拡充に町独自の支援を 可燃ゴミ分別に関するゴミ問題について

順次発言を許可いたします。

通告1番、内堀恵人議員の質問を許可いたします。

内堀恵人君。

(5番 内堀恵人君 登壇)

○5番(内堀恵人君) 皆さん、おはようございます。

議席ナンバー5番、内堀恵人です。

今回、2件ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1件目。苗畑跡地有効活用であります。この苗畑跡地有効活用、いま御代田町で一番の関心度

の高い計画だと思っております。また、この町で歴史に残るような大きな事業だと思えます。

4年前に中部森林管理局から1億8,500万円で購入いたしました17町歩、そのうち購入したのは10町歩でございますけれども、この17町歩の有効活用、どうするか、これがいま御代田町の一番の大きな事業でありますけれども、この事業、町民の皆さんにどうすればいいか、町側としても公募をしたわけですが、公募をして、協働のまちづくり懇談会という人たちがチームを組んでくれました。1年間、本当に無報酬で頑張ってくれました。そして、データを集めながら、また、自分たちの車で視察をしながら、アンケートを集めながら、一生懸命頑張ってくれたわけです。そして町民の皆さんがあつた苗畑跡地、どういうふうにかつているかというようなことでアンケートを集めた結果、苗畑跡地、あそこが一番多かつたのがグリーンセンターであります。エコステーションです。

アンケートを集めた結果、一番多かつたのがグリーンセンターであります。そして2番目が室内スポーツ施設。3番目が入浴施設。あともろもろ、グラウンド、それから食の施設、直売所あるいは教育施設、もろもろ希望がございました。その中でやはりいま申し上げた一番多かつたのがグリーンセンターであります。そして教育あるいは産業、福祉、3点から町に提言をいたしました。そして、町はそれに基づいて動き始めたというのがいままでの経過だと、こんなように思っております。このエコステーションを核とした付帯施設によっては、わが町の活性化にも大きくつながつると思えます。また将来の原動力にもなるし、また誘客という面にもつながつてくると思っております。

私たち議会の仲間でもよく話をします。また、観光協会、それからその他御代田の若い人たちともよく話をする中で、この軽井沢の観光客は800万人が来ていると。小諸には150万人来ているというような中で、この1割は何か引つ張ることができないかというような話が、よく観光協会、商工会の皆さんとの話の中で出てきます。

また、もう1つ、アンケートの2番目に、スポーツ施設、室内スポーツ施設というのがありました。これは今年の2月ですか、社会建設経済で岐阜県の中津川というところへ視察に行つてまいりました。これは国保のグレードアップ事業ということで、私のような肥満体、それから糖尿病の数字が上がりがけた、上がり始めた人たちを対象に、国の補助金をもらつて始めた事業ということで、その人たちもスポーツのマシンを使って、食事の指導、こんな指導をやりながら、そういう施設がございました。これは病院跡だつたですけれども、それでその所長の話ですけれども、この坂下の、前は坂下町でしたけれども、合併して坂下なんですけれども、その坂下町のときに、だんだん、年々医療費が少なくなつてきているという話をしてくれました。私もだんだん御代田町も医療費が上がつてきている、それから介護保険の保険料も上がつてきているという状況の中で、これはすばらしいものかというようなことで帰つて来たわけですが、それで御代田もこの日から『健康グレードアップ御代田21』というようなことで始めてきているわけですが、非常にこれから大事なことだと、このように思えます。

エコステーションを中心とした中で、そういうスポーツ施設、これは将来の御代田町、医療費を少なくするという面においても、やはり大事な事業だと、こんなように思つているところでございます。

私も地元議員として、このエコステーション建設にあたり、やはりしっかりした形の中で進めていかなければならない、こんなように思っておりますので、質問しているところであります。

そして、町側からも、塩野を含み環境アセスに入りますけれども、ということで提案がありました。それで塩野区は臨時総会を開いてそれを受け入れたという状況であります。

そういう中で、環境アセスが少しおくれかてきているというような感じを受けます。そして報道の中では、この機種も、焼却の機種ももう決まつてきていると。決まつたというような報道になつてきております。

そういうことでいま地元議員として、やはりしっかりしたことも求めていかなければならないという  
ような意味合いから、質問にしているわけであります。

それで、この1番の機種、またアセスの進捗状況はどうかということについて、担当課長の方から説明をお願いしたい。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

施設に対する安全性や環境に及ぼす影響については、もっとも心配される事項でありまして、行政といたしましても、重点項目として検討していかなければならない最重要課題であると位置づけ、こうした不安を払拭することは、行政にとっても必要不可欠の作業ととらえ、ごみ処理の検討委員会などを立ち上げ、審議内容を公開し、周知することで住民の皆さまの理解を深めてまいりたいと考えて、これまでも経過などについては再三説明してまいりました。

では、ここで当初のスケジュールと現在の進捗状況について報告いたします。

昨年8月12日に『エコールみよた』で開催した住民説明会に提示させていただきました生活環境影響調査スケジュールは、調査報告書を平成18年7月までに取りまとめ、7月から8月にかけて公告・縦覧し、あわせて合意形成に向けた住民説明会も同じ時期に実施する予定でありましたが、現段階では予測評価する前段階での執行条件である方式選定につきましては、検討項目の中でもきわめて重要な事項であり、環境への影響、建設コスト、管理、運営コストなどの面におきましても、さまざまな観点から精査検討することを余儀なくされ、どうしても慎重に審議せざるを得ず、精度を高めるためにも評価項目数を増やすこととなり、資料作成に相当な時間を費やし、委員会等の開催数も予定していた回数よりも多くなったために環境アセスの結果につきましては、おくれで進行しているという状況であります。

生活環境影響調査につきましては、夏期及び冬期にかけて苗畑及び苗畑周辺の現地調査を行いました。が、現在、その自然環境の現況データを整理しているところであります。

現段階で得た現地調査結果を簡単に申し上げますと、大気質に関しましては3地点ともダイオキシン類、二酸化硫黄などの環境基準値を満たしておりました。立地・検討地で行った気象観測に関しましては、一番多かった風向きが東北東からの風で、全体の14%ほどでした。河川水質につきましては、2地点とも大腸菌群数以外は生活環境基準を満足しておりました。湧水水質は6地点とも地下水の環境基準項目を満たしたものであります。

交通騒音は、浅間サンライン、やまゆりライン沿線沿いで測定いたしましたが、環境基準値をほとんどの時間帯で上回っておりました。

悪臭につきましては、2地点とも規制基準値を満足しておりました。

土壌は2地点とも土壌汚染にかかわる環境基準項目を満足しておりました。

今後、処理方式が正式に決まった後に、決定した方式の処理施設ができた場合、生活環境にどのような影響があり、どのような影響が出るのか、予測評価し、生活環境影響調査の予測評価の報告をまとめていくものであります。

その方式選定の検討につきましては、総合検討委員会を親委員会として、施設整備のコンセプトや施設規模等の前提条件に沿って、浅麓地域での最適なごみ処理方法を認めて検討していただいているところでありますが、専門的、技術的な見地での評価もかみ合わさっているため、更に親委員会とは別にごみ処理技術の専門家を集めた、ごみ処理共同事業専門審査会処理技術部会という部会を並行して審議を進めてまいりました。8月24日に開催した検討委員会では、処理技術部会からごみ処理方式評価報告

書が打ち出されましたが、その報告書によりますと、浅麓地域でもっともふさわしい処理方式は、ストーカー式焼却方式であり、コストをかけてもスラグ化して、資源化を積極的に行う場合にはシャフト式ガス化溶融方式または流動仕様式ガス化溶融方式を選択することも可能というものでした。

検討委員会ではこの報告書を受けて、更に審議を深め、3市町理事者会議への提言書を作成し、その後3市町の理事者会で最終的に方式を決定していくものであるため、現段階では決して浅麓地域での方式をストーカー方式一気に決めたというものではありません。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いま課長の説明の中で、遅れてきたのは、検討委員会が予定より多かったという報告であります。

それで、機種については先ほども申しましたけれども、新聞報道等についてはストーカー方式にというようなのがありました。いま課長の話の中では、浅麓の地域でもっともふさわしいのはストーカー方式だという説明がございましたが、これは決定ではないということであります。

ストーカー方式と申しますと、浅麓クリーンセンターがストーカー方式だと思いますけれども、これちょっと確認をしておきたいと思います。課長。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長 中山秀夫君。

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

浅麓クリーンセンターはストーカー方式です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） 浅麓クリーンセンターがストーカー方式だと、いま課長の方から。そして、いま計画のあるところが、ちょうど浅麓クリーンセンターから直接で2キロ弱だと思います。それで、浅麓クリーンセンターは1,000メートルから400メートルぐらい上に上るんだと思いますけれども、今回計画のあるところは1,000メートルよりちょっと下と。場所的に上の段か下の段かちょっとわかりませんが、まあ下の段と。2キロ弱だというようなことで、ストーカー方式といえば浅麓クリーンセンターからこちらへ、東へ移ったというような状況かと、こんなように思います。そして浅麓クリーンセンターは15年稼働いたしました。そして、15年の間、いろいろ環境調査をしたと思います。稼働前、稼働中、それから稼働後。その調査、特に水質ですね、湧き水、それから浅麓クリーンセンターの東側にたしか川がありますけれども、その川の検査、それから土壌の検査、それから大気の検査、この4つ、わかったら教えてもらいたい。いままでの経過。調査の結果。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） 浅麓クリーンセンター、現在苗畑跡地から直線で約2キロ弱の場所に計画されているわけですが、浅麓クリーンセンターはストーカー方式で14年11月まで約15年稼働してきました。この施設の付近にも、直近に水出の水源地があり、使用されております。この施設は、周辺環境に及ぼす影響をなるべく小さくするために、1つには工場排水、あるいは生活排水とも、すべて再循環無放流方式という、場外に排出しない方式をとっております。また、排水施設とごみ処理施設を完全に分離し、降水は調整槽にいったん貯水し、原則的には工場用水として使用した設計となっております。

また、降水が場外に排出される可能性はあるが、本施設東側の水原とは異なる水系で排出してきているということで、これらが主眼的に計画されていた、また実行されていたものでございます。

このように計画されて、施設の東側に水源があることから、公害防止協定により、水源の水質調査や土壌調査など継続的に実施し、15年間を閉じてきたものでございます。

この水質調査につきましては、昭和62年から東側水路3地点で、毎年行っていますが、調査結果は重金属類濃度はいずれの地点でも、昭和62年度と比較して、昭和63年以降に増加している傾向は見られず、各年度のデータはすべて環境基準値以下でありました。

土壌調査につきましては、昭和63年から排ガスによる影響が高いと推定される煙突から500メートル付近の11地点で計測され、重金属類濃度はいずれの試料も増減の変動が大きいが、ほとんどの試料が長野県による山林・原野の調査結果よりも低い値を示しており、環境基準の定めのある銅及び砒素については、いずれの試料とも環境基準値以下でありました。

また、排ガス調査結果では、昭和62年から稼働停止までの平成14年に、煙突で測定しましたが、煤塵、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素の濃度につきましては、稼働開始から停止まで、排出基準値以下でありました。

また平成8年から測定を開始しているダイオキシン類の濃度も、排出基準以下でありました。

また、騒音、振動及び悪臭調査につきましては、昭和62年度から稼働停止までの平成14年度に敷地境界2地点で測定いたしました。騒音、振動及び悪臭とも、稼働開始移行から停止まで、規制基準値以下でありました。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いま、課長の方からの報告の中では、ほとんど基準値以下だという報告であります。

いずれにしても地域的に東側へ2キロ弱寄ったという状況だと思います。いずれにしても私も塩野という、地元というところで、やはりしっかりした形の中で公害のないような形でいかないと、将来のためにやはり大変ですので、一番はいまの、いままでやったところがどうだったかということが大切なことかなと思います。

それで、2番目の質問に入りたいと思います。

2番目の質問、付帯施設計画を含め、周辺整備はどうなっているかということであります。

先ほども申しました付帯施設は、非常に大切な、大事なことであります。

スポーツ施設あるいは先ほどのお話をいたしましたけれども、集客というようなことも考えたときに、非常に大切だと。また、町の活性化ということを考えてときには、大事な施設であります。

また、周辺整備については、非常に災害ということも考えておられることもあります。岡谷でも本当に考えていなかったことが、災害がありました。塩野にも河川が、大きな河川が4本ほどあります。そういう中で、河川の周辺整備、アクセス道路、これもしっかりとしてもらわないと困るということでもあります。ここらのところは、いまどのように進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） 現段階におきましては、周辺施設の具体的な結論を出す前に、まずは地元塩野区の方々と住民の皆さまにとってもっとも関心の高い事項である中核となるごみ処理施設整備にかかわるところの生活環境影響調査を行い、その結果をもとに苗畑跡地でのごみ処理施設建設が可能なのかどうか、住民の方々と十分協議を交わし、決定していく必要があるかと思います。そのうえで今後は周辺の有効利用をするにはどのようにしていくべきか、地元塩野区の皆さまにもご協議を重ねていただき、具体的な計画に入っていくものではと考えております。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いま、周辺整備ということで答弁をいただいたと思いますけれども、付帯施設についての計画はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） 付帯施設等の関係、全体的な整備計画につきましては、まちづくり懇談会等の提言の後の企画課が承知している中で、企画課からそのご答弁をさせていただければと思います。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） それでは、私の方から、苗畑跡地の活用、水路とか道路等は別にしまして、懇談会等を開いてきた内容についてご説明いたします。

苗畑跡地の活用方法については、企画立案の段階から住民が検討する組織として平成15年11月、各種団体から推薦された委員7名、公募による委員14名、町長が指名する委員3名の合計24名の委員から構成されます。協働のまちづくり懇談会を設置し、検討を始めました。会長を中心に、協働のまちづくり懇談会は月1回の全体会議を開き、町のいろいろな課題に対して町民福祉の向上、雇用の創設、交流人口の拡大、環境保全、町財政向上の視点から検討を行いました。

全体会議のほかに環境開発部会、産業振興部会、教育・福祉・健康部会の3分科会を設置し、部会ごとに意欲的な検討を開始しました。

平成16年9月3日、協働のまちづくり懇談会から苗畑有効活用の新規事業候補についての中間提言をいただきました。そして、助役を委員長とした苗畑活用事業庁内検討委員会、これは町の職員各課代表で組織する委員会であります。その提言内容について、1つとして、事業効果、施設の代替性、事業化の適正事業の必要性の検討。2つとして、想定する施設の規模・内容・概算事業費。3として補助制度の検討。4として事業経営主体などを検討し、苗畑跡地活用候補事業検討シートを作成し、研究のため合同会議、合同研修、部会を重ね、協働のまちづくり懇談会に提言できるよう、事業内容を精査してきたところでございます。

最終的に苗畑跡地活用候補事業一覧表により、3部会ごとに事業の優先順位をつけ、17年8月の懇談会に提案したところでございます。

その後、17年10月の懇談会において全体の事業計画及び土地利用計画などを提示することになっていましたが、現在、エコステーション構想の施設内容について浅麓地域ごみ処理総合検討委員会において検討中であったため、苗畑跡地活用事業庁内検討委員会の内容と浅麓地域ごみ処理総合検討委員会の内容に咀嚼を生じては混乱を招くという配慮から、苗畑跡地活用事業検討委員会の計画案は、浅麓地域ごみ処理総合検討委員会との整合性を図ってから提示することになりました。

以上、説明したとおり、町として協働のまちづくり懇談会の提言内容を十分に検討してあることをご理解いただきたいと思っております。今後、各方面との整合性を図りながら、苗畑の有効活用を図っていきたいと考えております。

現在行っているものとして、町はエコステーション構想に影響を及ぼさない範囲において、協働のまちづくり懇談会の提言を真摯に受けとめ、庁内検討委員会の検討結果を踏まえて、平成15年から『元気な学校林』プロジェクトとして北小学校のクラブの『なんでも探検隊』クラブの参画により、苗畑の『遊々の森』で事業を展開しているところでございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いまの話の中で、付帯施設については協働のまちづくりの皆さんの提言に基づいてしているというお話であります。

それと、周辺整備については塩野区と皆さんと話をしていくということでございますけれども、これ

もいまエコステーションと同時にある程度進んでいかなければいけないと私は思っております。エコステーションが決まってからという形では、私は遅いと思っております。付帯施設についても、この検討委員会の中で、軽井沢、小諸、御代田の検討委員会の中で、この付帯施設の関係もどこまで検討委員会の中で出ているのか、そこもお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

現在、このエコステーションの施設として並行しながら検討している付帯施設は、町が進めているこのステーションの基本的な考え方の中に、ごみも資源であると、こういう位置づけの中で、このステーションを設置した場合については、まず1つとして余熱利用の施設、この施設を並行して考えている、こういうふうにお考えいただきたいと、こういうふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） エコステーションのたしか余熱利用という形の中で、やはり進めていく、それと、検討委員会の中ではこの周辺整備もやはりかかわってくるのではないかと。町単独の事業と、それから3市町でやる事業ということをおある程度明確にしていかないと、後々やはりトラブルになるのではないかと、また、では一番最初からの話になってしまうのではないかと、私はこんなように思いますけれども、そこらのところ、やはりある程度明確にしていってほしいと、こんなように思います。

3番目、今後の対応、進め方、地元説明ではアセスとあわせて周辺整備の説明も必要ではないかと。ここは重要なところだと思います。地元説明、先ほど12月ごろまとめて塩野で話をしていくというような課長の話でございましたけれども、塩野区では、先ほどお話ししましたように、周辺整備、これをきちっとやっていってもらわないと困るということでもあります。先ほどお話ししました災害、こういうことも想定において、やはり考えていってほしいと、こんなように思います。

それで、今後、どういう形で進めていくのか、町側の考え方をお聞きをしたいと思っております。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） 今後の進め方と周辺整備ということでございますが、現在、ごみ処理総合検討委員会では、処理方式評価報告書のとりまとめの作業をさせていただいておりますが、その方式による処理施設の選定ができましたら、いまの現況の生活環境影響調査にどのような影響があるのか、あるいはどれくらいの影響を及ぼすのか予測し、現段階では遅くとも12月ごろには生活環境影響調査の予測評価の報告書を公告、縦覧し、あわせて地元塩野区から始まり、各地区の住民の方々に対して説明会を行う予定です。その後、地元塩野区を中心とした住民の皆さまが生活環境影響調査の結果を見たり、説明会に来ていただき、本当に苗畑でのごみ焼却施設を建設することがよいのか悪いのか、十分論議したうえでご判断いただき、施設受入の承諾をいただいた後に、周辺施設整備等につきましては地元塩野区と協議を重ね、決定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いま、課長の方から12月ごろの生活予測調査報告書がまとまるというようなことで、塩野区をはじめとして町じゅうのところへ説明会を開くということでもあります。

いずれにしても、塩野も非常にいろいろな考え方の人たちがおります。非常に心配している人たちもおります。そういう中で、やはりこれからしっかりと説明をし、納得のいくような形で進めていってほしいと、このように思います。状況によっては塩野区も非常に後を引くと、いろいろ2つに分

かれ、どうのということにもなり兼ねないと私は思っております。後を引かないように、やはりそこのところ、しっかりとした形で町側もやってもらいたいと思います。そして、町長の考え方、これからそういう人たちとの懇談会、進め方、どういうふうに考えているのか、これを聞きたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

先ほど来、担当課長の方から説明をしましたように、このエコステーション、特にアセス作業、大詰めにかけているところでございます。住民の皆さんも非常に関心も高く、この作業の進捗状況、これも心配されておられる、こういう状況にあらうかと思っております。そういった中で、本定例会で私はいいタイミングで説明、質問をしていただいたかなと、こんなふうに思っているところでございます。

先ほど、内堀議員が言われましたように、苗畑の取得目的は、1つとして、町の懸案事項の解決に活用していく、そしてなおかつ、産業振興、そして雇用の創出、あるいは憩いの場、教育の場、そしてそのうえで観光客の誘致等につながると、こういうことの活用を図るべきだと、こういうことでその作業を進めたわけでありまして。その作業の中心的役割を担っていただいた皆さんが、まちづくり懇談会の皆さんであったわけでございます。

これからこの作業、いよいよ本格的になってくるわけでございます。その中で町が忘れてならないことは、塩野上部にこの苗畑が位置するということでありまして。それだけに災害あるいは水資源の保全、そして、公害のない、そういったことに万全を期していかなければならない。そして住民の皆さんにも理解をいただく、その前段の作業としていま大事なアセス作業を実施して、その大詰めの段階に来ていると、こういうふうになっているわけでございます。

これからいよいよこのアセスのまとめをしていただく、そして12月ごろには、この地元説明に入っていかなければならない、こういうふうに思っております。

その中で、やはり合意形成を得るためには、何としても現状をきちっととらえ、そして施設を配置したときにどういった影響が出てくるのか、そういったものをきちっと説明をし、住民の皆さんの理解を得る、いわゆる合意形成、この作業に最大限の努力をしていきたい。そして、是非とも私としてはこれを実現していきたい、こういうふうに思っているわけでございます。その中でやはり我々も、いま内堀議員が言われるような周辺整備も含め、地元の皆さんの合意を得るための作業も、これ当然していかなければならない、そういうふうに思っております。

これらの関係については、まちづくり懇談会の中でいろいろな提案もいただいており、また、町の中で検討委員会をし、順位づけもしてある、こういう状況にあるわけです。準備だけは怠っていない、こういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

そして、やはり一番は地元の皆さんにもいい施設をつくってもらった、それと同時に行政としては公害のない、そしてなおかつ、過大投資、将来に対して負担にならない、投資効果が上がるような、そういった姿勢の中で、この問題に取り組んでまいりたいと。一番は将来に対して禍根を残さない、これを基本の中でこれから地元あるいは住民説明、そういった作業を踏まえて合意形成をつくっていききたい、こういうふうに考えておりますので、何分のご協力を切にお願いいたします。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） 何度も申しますけれども、地元議員として、やはりしっかりした、公害のないものをつくってもらわないと、後々困ります。ということです。本当に歴史に残るような、あのときの議員はだれだと、あのときの町長はだれだというようなことにもなってくると。あのときの議長もだれだと、困りますので、本当に議員全体でしっかりしたものをやはり築いていかなければならないと、こ

んなように思います。

今後、これからだんだんとそれに詰めていかなければならないわけですが、やはり横のつながりをとりながら、よろしく願いをしたいと、こんなように思います。

それで、まず1点目の、苗畑跡地有効活用については、これで終わりたいと思います。

次に塩野バイパスについて。

これももう10何年もこの話になってきております。そして、全然進んでこないということでありませぬ。なかなか皆さんも知っているとおりでございますが、塩野のあの県道、非常に狭いです。もう大型が来れば、ほとんどほかの車は通れない。4トン車でももう行き違いができないという状況であります。場所によっては、普通車も行き違いが大変だという状況であります。

そういう中で、やはりいままで私があそこに住んできて、何回も火事もございました。火事、消すと同時に、入った車を止めなければならないと。これがまず第一であります。入ってきた車がもうそこでごちゃごちゃパニックになります。そういうことで、入った車をまず止めなければいけない、こういう状況であります。

それと、やはり浅間を抱えているという部分もあります。いろいろな観点から、やはりバイパスが欲しいと。どうしてもというのが塩野の皆さんの意見であります。そして、この間、4月、5月ですか、議員OBの人たちとの懇談会がございました。そのときに、やはり懇談会の中で、あそこはバイパスを開けなければだめだぞということを強く言われました。これは議員の皆さん、一議員ではございません、ある程度皆さんに言われたわけですが、あそこは必要だということでもあります。

そして、私は御代田町全体を考えた中で、やはり馬瀬口も18号線がすぐ横にあります。それから児玉の方も広げてきている。あるいはまたバイパスという話もございます。また草越の方もバイパスができております。そういう状況の中で、どうしても塩野も必要だと、こんなように感じております。

この話を、なかなか進まないから、だから時間をおいてこういう話も出さないと忘れられてしまうというようなことで、今回一般質問で出したわけですが、委員会の方でもこういう話も私も質問しております。こういうことで一般質問を出すと、またその話を少しでも消さないようにというようなことで、今回一般質問しました。

そういうことで、担当の方、どんなようにこれから考えているのかお聞かせ願います。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長補佐 笠井吉一君。

（産業建設課長補佐 笠井吉一君 登壇）

○産業建設課長補佐（笠井吉一君） 課長補佐の笠井でございます。本日課長に代わりましてお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

主要地方道、小諸軽井沢線の塩野バイパス計画につきましては、計画そのものが消えたわけではないと認識をしております。したがって、バイパス部分以外の区間につきましては、工事が行われております。集落の東側につきましては、バイパス化の際、手戻りにならない区間として改良工事を行っており、西側につきましてもバイパス化の際、影響のない区間として真楽寺入口付近より小諸市境までの拡幅改良を進めております。この区間につきましては、説明会等も終了しておりまして、今年度は用地買収を行う予定となっております。

このバイパス計画につきましては、町の重要路線としての位置づけは変わっておりませぬ。県道バイパスとしていままでも陳情しておりますし、また8月23日に行われました長野県議会土木住宅委員会に対しての佐久地区合同陳情の際にも、バイパスとして陳情をしてきております。今後も引き続き新県政に対しまして、更に陳情し、実現に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお

願いたいします。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いまバイパスの話が、火を消さないようにというような話でありますけれども、塩野から停車場線ですね、塩野の入り口でこう狭くなっている。それもバイパスとのつながりということですか、あのままどういうふうに、その先がどういうふうになるのか、そこらのところもお聞きしたい。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長補佐。

○産業建設課長補佐（笠井吉一君） 塩野御代田停車場線の現在改良がとまっている部分、そこで概略での計画の中では、塩野バイパスが合流するという予定の地点となっております。したがって、その計画が消えたわけではないものですから、一応町道の改良としてはそこで止めて、そして県道バイパスにそこで接続するというように考えております。

○議長（土屋 実君） 内堀恵人君。

○5番（内堀恵人君） いずれにしても、地域で必要ということで要望しております。それと、やはりいままでもなかなか進んでこなかったというのは、知事の関係もあるかなと、こんなように思っております。知事も代わりました。どんどん進めてもらいたいと、こんなように思います。

以上で、私の方からの質問は終わりたいと思います。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告1番、内堀恵人議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時53分）

（休憩）

（午前11時05分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

議場内大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

通告2番、茂木祐司議員の質問を許可いたします。

茂木祐司君。

（8番 茂木祐司君 登壇）

○8番（茂木祐司君） 議席8番、茂木祐司です。

これまで私は、町が進めている同和事業について、これは税金の無駄遣いであるだけでなく、特別扱いを更に続けていくことは、部落問題の正しい解決に逆行するものであり、町民の願いに反するこうした事業を直ちに廃止すべきだと繰り返し町に提案をしまりました。

町の答弁は、差別がある限り同和事業は必要だと。ただそれだけの理由で、根拠の曖昧な事業に年間5,000万円もの同和対策関係の予算を注ぎ込んでいるということです。

私も、この問題を取り上げ始めて13年間ほど町の対応を見てきましたが、この同和事業に対する現在の町の対応というのは、まさに部落解放同盟の言いなりで、異常とも言える状況、13年間で見ると、私は最悪の状況にあるように感じています。異常で最悪だという理由の1つは、特にこの問題にかかわった職員が、この間も次々と病気を理由に長期の休職に追い込まれ、また最悪の場合には、退職するという。こうしたことは、ほかの職場ではほとんど起きていないわけですが、同和対策の関係では、珍しくない話になっているわけです。これは主に、部落解放同盟からの行政に対する圧力や干渉が主な原因と思われるのですが、私は職員とその家族にとっては本当に気の毒だというふうに思うんですね。

町長はこうした事態に対して職員を守る立場に立っているかという点で、私は疑問であり、どう責任

を感じているのか、この機会に是非お聞きしたいと思うんですね。

異常で最悪の2つ目は、この予算のやはり使い方で、まともに説明のつかないお金の支出が増えていることです。

3つ目は、いまの人権同和対策課の職員の勤務実態が、私が見る限り、まるで部落解放同盟の職員であるかのように日常の業務が行われているんじゃないかという疑問です。

最初にこの税金の無駄遣いの問題についてお聞きしたいんですけども、私はこれまで同和対策予算については税金の無駄遣いだと指摘をしてきたんですけども、しかし、いま起きていることは、やはりもう一歩進んでいて、無駄遣い程度ではなくて、税金の不正な支出が行われているんじゃないかという疑問です。

そこで、まず1点お聞きしたいんですが、この部落解放同盟の事務所にもなっている同和教育集会所の管理ですけども、これについては2004年の6月議会のときに、それまで町が管理をしていたものを年間23万5,200円で解放同盟に管理を委託をしました。この時点で施設の管理については完全に部落解放同盟に委託がされたんですが、驚くことに、最近でも人権同和対策課の職員が集会所の前にある芝の手入れを行っていたと、複数の町民から通報があったわけです。これについてまず事実かどうか確認したいと思います。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長 荻原 浩君。

（人権政策係長 荻原 浩君 登壇）

○人権政策係長（荻原 浩君） 課長に代わりまして、人権政策課係長の荻原と申します、代わってお答えを申し上げます。

いまの質問についてなんですが、税金の無駄遣いというところにも含めまして、お答えをしていきたいと思えます。

茂木議員の質問にありました同和教育集会所管理委託費につきましては、2004年度以降、それぞれの年度において、議会議決をいただいていたものです。その算出根拠のように管理料をしていただいているところでございます。

ただし、委員会の席でもご説明したことがあります、集会所の設置者が町であるということには変わりはありません。また、町が実施すべき人権同和行政、人権同和教育に関して、部落解放同盟御代田町協議会にはさまざまな助言、協力をいただいていることも、これは本当に事実であります。よって、集会所の管理につきましては、まる投げではなく、双方の信頼関係において協力できることは当然協力すべきであると私は考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） いま、芝の管理を職員が解放同盟に委託した後も協力できることは協力できるということで、事実上お認めになったということですね。この芝の管理。委託したのに、職員がやっている。そういうことになると、これが一体この委託というのは、一体何かということなんですね。皆さん方がこの同和教育集会所の委託で年間23万5,200円の委託料を決めたときに、個々の問題で細かくその算出根拠を言っているわけですね。例えばいま言った、同和教育集会所の芝の管理については、週1回、1回4時間かけて年40回、この芝の管理をやるんだというようなことを含めてやっているわけです。そういうことで、それとか芝の目土、肥料、消毒、水撒き、かなり細かに、この23万5,200円については算出根拠を示してやっている。それを、協力関係ということだけで、協力できるところは協力するというだけで町の職員がやったら、じゃ、この算出根拠は一体何なのかということなんですよ。これは違うんじゃないの。だから私はこれは、いいんですよ、23万5,200円で部落解

放同盟に完全に委託してやっているなら、これは私は無駄遣いとは言うけれども、税金の不正な支出とは言いませんけれども、それを委託している、細かに委託しているのに、職員が行ってまたやっているということは、これはおかしいじゃないかと。これは本来なら職員が行ってやった仕事については、委託費から返してもらわなければならないんじゃないですか。返還を求めるものだと私は思いますけれども、どうしてそこら辺がはっきりしないのか、おかしいじゃないですか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えをいたします。

私1人だけでやっているということではなくて、算出根拠に示されたとおり、茂木議員がいまおっしゃった業務に関しましても、協議会の書記長は先頭に立ってやっていただいておりますし、委託してあるのに町が、職員が、職員だけがやっているのであれば、それは大きな問題であるかと思えますけれど、私1人だけでやっているということをございませぬし、それは私がないときにも当然、特に今年は夏場暑い日が続きましたり、水撒きやなんかに関しましても、私がないときにもその算出根拠に示したそれ以上の業務等をしていただいておりますことは事実でございますので、決して委託費で支払われているのが返還の対象になるとか、そういった趣旨のものではないと考えます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） ですから、いずれにしても、今後もそれを続けるということですね。職員がお手伝いに行くということをするということによろしいですね。

○議長（土屋 実君） 係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） 先ほども申し上げましたとおり、信頼関係に基づきまして協力できるところはしていきたいというふうに考えておりますし、今後も解放同盟御代田町協議会に協力していただきたいことは是非協力していただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） こうした、町でも例えば芝生の管理、B Gとか、芝じゃないですね、いろいろな草むしりとか、道路や『エコール』や、いろいろなところを、シルバーにも委託してやっていますけれども、そういうところには、そういうところでは委託したことについてはちゃんとやってもらっているんですよ。そういうことはないですよ。この事務所、解放同盟の事務所前の芝の管理のようなことを、ほかのところでこれやっていたら、ほかのところでみんな、じゃあシルバーに委託して、それで一緒に職員がやっているなんてことがほかでもあったら、こんなことおかしな話になってしまうので、そこだけがとにかくやっているということが、ここ問題だと思えます。

次の問題に進みますけれども、次に、部落解放同盟の組織の中に、解放こども会がありますね。これ毎年研修会と称して20数万円の予算を支出してきているわけです。最初にこれをお聞きしたいんですけども、この研修の主催は町なのか部落解放同盟なのか、どちらなのか、お答えください。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えをいたします。

この解放こども会の研修も含めてですけど、こども会の運営すべてに関しましては、町の主催で行っているものでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） いま主催は町だということですよ。

平成17年度の決算で、24万2,000円の研修補助金を出していますけれども、何名の子どもが参加したでしょうか。平成17年度、いまの決算で24万2,000円の研修補助金が出ておりますけれど

も、これには何名の人が参加したでしょうか、わかりますか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えします。

前年度に関しましては、解放こども会の会員が21名おりまして、確実にという数字ではございませんが、15～16名の出席で昨年度は研修が行われました。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） したがって、15～16人の研修の費用が、24万2,000円と、こういうことになるんですね。この問題では、この研修そのものがどうなのかという問題もありますけれども、この研修のためにわざわざ職員が2人も下見に出掛けているという問題があるんですね。最近わかったことは、私、最初は課長の説明では、職員だけが行っているかと思ったんですよ。ところがどうもいろいろ聞いてみると、この研修の下見には部落解放同盟の書記長まで町の税金を使って下見に参加しているということなんですね。この点、事実かどうか、お答えください。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えします。

解放こども会の研修の下見につきましては、昨年度、町の職員2名と解放同盟の竹内書記長に同行をいただいております。

同書記長は解放同盟の書記長であると同時に、御代田町の解放こども会の運営委員という役職も担われておられます。危険個所や行程などの確認のために、こちら側から是非同行してくださいということで、いままでずっと同行を、お忙しい中お願いをしているところです。

小学校1年生から中学校3年生まで、例年約20名前後の子どもたちがいるんですけれど、それらの子どもたちを事故なく安全に引率するために、是非書記長の立場、運営委員の立場からということで、現地を見ていただいたうえで、その都度さまざまな助言をいただいております、いままで幸いに事故なく引率がされてきているところでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） それでこの研修は、町が主催だということなんですね。町が主催ならば、私は町の職員だけで行けばいいんじゃないか、下見に行けばいいんじゃないかと。下見が必要な場合にはね、思うんですが、そこになぜ書記長が税金を使って参加しているかということに非常に疑問を持っているんです。いまの話では、危険個所を含め、助言をいただくと。しかし、その助言をいただく人は、研修の当日には行かないんですよ。行ってないでしょう。行ってないんですよ。これはね、やはり私は非常におかしいんだと思うんだね。町が主催なら、だって皆さんだって立派な町の職員なんだから、ね、そんなことぐらいは常識的に考えてできるはずですよ。何で書記長がわざわざ行かなければ、そういうこともわからないのかと。ここが非常に疑問なんですね。それに下見に町の税金、まあおそらく、今度17年度の決算で見ると、こども会運営経費の中の普通旅費で3万5,200円というのがあるから、おそらくこれが、違いますか。下見のね。下見にかけた予算が3万5,200円。下見、実際に研修に行ったお金が24万2,000円と、こういうことになりませんか。

そこで、この研修の会計なんですけれども、町が主催だと言いましたよね。町が主催なんだから、研修の会計はどなたがやっていますか。その会計報告も出ているのでしょうか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えいたします。

研修の報告書は職員が、人権政策課の職員が作成して、関係資料として報告をしております。以上で

す。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） ここで、今度の平成17年度の決算書では、ちょっとこの辺も問題で、新たな問題があるんですね。この解放こども会の関係で決算では博物館入館料として6万8,300円が出ているんですが、これは私もずっと見てきましたけれども、この関係でこういう博物館入館料などが出たこともないんですけれども、これは一体どういうものでしょうか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えいたします。

博物館入館料につきましては、それぞれ研修に赴いた先のところに学習に大いに役に立つような博物館というものがかなりあるわけです。そちらの方の入館料を子どもたちの分を含めて支払って、その経費の中で支払っているものです。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） 具体的には、6万8,300円はどここの博物館に行かれましたか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○8番（茂木祐司君） 主なものでいいですよ、大きいもので。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えいたします。

去年は愛知県の方に研修先を設けた設定をしたんですけれど、地球の生命博物館ですか、そういった地球の成り立ちとか、そういったものを展示してあったり、鉱物や何かが展示してあったりとか、あとはその映像で地球のその歴史についての説明が流される、そういう映像を常時流しているような、そういった博物館の入館料でございます。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） この博物館というのは、愛知万博のことじゃないんですか。違う？ 違いますね、はい、わかりました。

それで、これは非常に不思議なんだけれども、この予算、博物館の入館料は17年度の当初予算には出てきませんでした。それからその後の補正予算にも出てきませんでした。今回、決算の中で初めて知ったものなんですね。それで、この決算に突然出てきたわけですがけれども、これはどういうこの処理経過ですか。このお金の。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） こども会の全体の予算の中で、項目につきましては、当初それを見込んではいなかったわけなんですけど、下見等をする中で、そこも是非見せてあげたいと、学習の場になるということで流用で処理をさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） つまり流用ということだから、これは事後承諾ということになると思うんですよ。

本来、皆さんね、3万5,000円もかけて下見もして、日程も組んでいろいろやるわけですよ。それが、じゃあ下見はなんだったのかと。下見で行ってちゃんとやっていたら、だって予算になんか出てくるわけじゃないですか。それが決算のときだけにこうポツッと出てきて、流用だということで、私はやはり本来、この解放こども会のこの研修の補助金というのは決まっているわけですよ、枠が。予算で決まっているわけでしょう。枠が決まっている。で、この補助金の中で研修をするというのが本来のあり方ですよ。で、通常、ほかの団体がその補助金で行った場合に、おそらく足りない分は個人負担にな

ったりするのが当然なことですよ。補助金なんだから、それをやるための。それが今回の場合には、補助金のほかにこういう博物館入館料というようなものを別に出してくるということは、これはやはり係長にいろいろ聞いても、許可したのは町長だと思うので、これでは、どうなんですか、これ。事後承諾で、それで補助金の枠を出してしまったから、ほかにも出してよなんてことになれば、ほかの団体もみんなそんなことになったら大変だと思うんですよ。これ、どういうことなんですか。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

答える前に、1つ、茂木議員にお願いをしたいと、こういうふう思うわけでありませう。

いまの一般質問を聞いている中で、私は非常に感じたことでありますけれど、質問そのものが一般質問ではなくて、何か私は百条委員会の中で調査……そういうふうな感じを受けているわけだ。ということは、町は17年度の決算を今定例会に審議をお願いしてあります。当然、その中で質疑がされるのが私は本質ではないかなと、こういうふう思っております。そういった観点から、いまの質問の関係については、議案質疑の中でお答えをさせていただきたいと、こういうふう思っています。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） まあいいでしょう、議案質疑の中でね、お答えいただいても結構です、別にね。

これはいま私、お聞きしているのは、差別がどうだとか、部落解放同盟がどうかとか、そういう問題ではなくて、通常のお金の支出から見て、やはりこれはおかしいんじゃないかと。だってそうでしょう。芝の管理委託したのに、この職員減らして大変な中で、職員が行ってやっているなんてこと、町長、おかしいでしょう、やっぱり。だって、こんなこと、ほかの、BGやそんなところでみんなそんなことやったら、本当に大変ですよ。委託した意味がない。委託というのは一体何なのか、それはお任せするということです。そのためにお金を出すわけですから。ボランティアじゃないですよ。だからそれが、そういうことがそういうその同和問題とか別に、そういうことと別に、おかしいんじゃないかと言っているわけだ。

それはじゃあ議案質疑でやりませう。

次の問題に行きます。

次は、職員の問題なんですよ。この職員の問題では、中学校での生徒の発言を取り上げて差別発言だとか、最初、差別発言だけど、最近では差別発言事件にまでなっちゃってるんだね、事件、ね。どんどんこれはエスカレートしていきんだけれども、そういうことが一方的に決めつけられて、5月18日と6月12日に部落解放同盟主催で確認会が行われました。ね、町長も皆さん、ご参加ですよ。私も2回目の確認会を傍聴させていただいたんですけども、ここで本当に異常だと思ったことがあるんですよ。1つね。1つだけじゃない、2つあるけど、今日は1つだけ言います。それはそもそものこの確認会というのは、従来から部落解放同盟が町の責任を一方的に突き詰めるというか、糾弾するかというような性格の集会ですよ。その町の責任を追及する解放同盟の側の司会者が、町の職員だったということなんですよ。司会をやったのが町の職員、係長ですよ。この職員は部落解放同盟馬瀬口支部の支部長という自己紹介だった。係長である町の職員が、たとえ休暇をとったとしても、その時間、とったとしても、町長をはじめとする町の理事者側に対して解放同盟の側に立って町の責任を追及するという図式なんですよ、あれは。

私はね、本当、あざんとしましたよ。

私、お聞きしたいんですけども、この職員からあらかじめ馬瀬口支部の支部長として確認会の司会

をやるけれども、どうかというような申し出は、町長の方にありましたでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） 私にはありません。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） それで、前、町長ほか皆さんにもお配りしましたよね。法務省の人権擁護局総務課長が地方法務局長などにあてた確認糾弾会についての通知というのが、平成元年8月4日に出ています。皆さんのところにもたしかお配りしましたよね。それで、この中では法務省として確認糾弾会というものをどう見ているのかということが明確に出ているんですね。この法務省当局の見解は、基本的な問題点として確認糾弾会はいわゆる被害者集団や、いわゆる部落解放同盟のですね、被害者集団型数の威力を背景に、差別したとされる者に対して抗議等を行うものだと。抗議を行うものだとこう言っていますね。で、被糾弾者、つまり糾弾される側、糾弾される側がこれに異議を述べたり、事実の存否、内容を争うこともままならず、またその性質上、行き過ぎて、被糾弾者への、差別されたとされる側、皆さんの方ですね、の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。これが法務省の確認糾弾会に対する見解なんですよ。基本的な問題点ということで、ちゃんと通知でそれぞれの法務局の局長さんのところにもきてると、こういうものなんですね。

つまり、その確認会というのは、単なる普通の会議ではなくて、どうしても糾弾する、糾弾される側が、つまり糾弾されるということです。差別したとされる者というか、そういう、この前と言えば、町の側ですね。町の側が糾弾されるという。その性格を本来持っているというね。確認会と糾弾会というのは、つながっているものです。今回糾弾会は行われませんでしたけれども。

それで法務省でそういう見解を明らかにしているのに、その糾弾する側、その側に本来公務員として中立的な立場でなければならぬ者が、町と反対の、町の責任を問う側にいるという、こういうことが私は公務員としての中立性を欠くものではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それではお答えさせていただきます。

すべての職員は、全体の奉仕者ということで、公共の利益のために勤務しなければなりません。そして、勤務時間中、全力を挙げて職務に専念するという義務を持っています。

住民全体の奉仕者として公務に携わる者に対して課せられた服務上の根本、基本といいますが、基準であるというふうに考えているところであります。

当然、司会に立った職員の職務ではありません。年次休暇をとってこの集会に出席をしているということでありまして、休暇承認により、職務に専念する義務が免除されているというふうに思います。

そして、私はその追及する側、追及される側ということではなくて、当町においても長期振興計画の中におきましても、人権をベースとしたまちづくりというまちづくりを進めているところであります。職員がそれぞれの立場でこの人権問題というものを常に意識しながら、行政というものを進めていかなければならないというふうに思っているところで、私もその集会に参加をしましたけれども、そんな意識の中でその集会に参加をしたところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） それで、いずれにしても、私はおそらく町長ぐらいには確認会の司会をやるので、承知しておいてくれよと、そのぐらいの話はあったと思ったんだけど、ま、聞いてないというこの話を聞いて驚いたが、しかしやはりこうしたものに任命権者である町長に、そういうことをやは

り申し出るべき内容のものじゃないかと私は思うんです。

次の職員の問題、お聞きしていきますけれども、反差別国際運動日本委員会が発行した書籍で『マイノリティ女性の世界を変える』、マイノリティ女性に対する複合差別と、そういう本が出ているんですよ。それでこれは1999年12月から2001年1月まで、毎月開催されたこのマイノリティに属する女性に対する複合差別研究会という中で、各種団体の女性の報告をまとめた書籍なんです。

実はこの書籍の中に、町の人権同和政策課の職員の報告が載っています。この報告の主題は、被差別部落出身の女性の立場からというものなんですけれども、この職員のこの書籍の中での方書は、部落解放同盟長野県連合会女性事務局長ということになって載っているわけです。

私は、この部落解放同盟の役員がこの人権同和对策課にいること自体が行政としての中立性が失われる、不正常ではないかと。

例えば、部落解放同盟が出している会報出版とかいろいろな中に、この女性も係として発言したものが載っているのがあるんですよ。係として私、載っているというのは、それはそれで百歩譲って認めるとしても、そうじゃなくて、こうした公に出ている中で、その解放同盟の県の女性事務局長ということを出ているということは、これはちょっときわめておかしいことだと。行政としての中立性が失われる不正常的な状況ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

町の職員、公務員という方書を持つからには、当然仕事の中においては中立性、これを求められるのはもとよりであるわけです。

しかしながら、1つの仕事、あるいは問題、あるいはいろいろな事業を進めていくうえにおいては、やはりいろいろな部分で携わらなければならない、そういったことも生じてくる、それをいちいち問題視していたときには、職員が本当に公務員としての役割を果たしていけるのか。私は役場の職員というのは、単に事務をこなしていく、法律の中で考え、それを住民の人たちに理解してもらう、これは大事でありますけれど、それ以上に住民の皆さんの中に入って、どこに問題があるのか、どこを解決していかなければならないのか、そういった姿勢が住民の皆さんにも理解していただける道ではないかなと、こういうふうに考えているところであります。私は職員にもそういった観点の中で日々事務事業に携わる、住民の皆さんにも携わる、そういうことを徹底しているところであります。そういった部分でいったときに、私は今回の問題、中立性から外れた、こういう見解にはならないのではないかなと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） この問題では、ただ単にそういう部落解放同盟の方書で書籍に名前が登場したということだけではなくて、私はもっとちょっと奥が深いなと思っているんですけれども、というのは、この採用の問題があるんですね、どうしても。私はちょっとこの採用について驚いたんですけれども、普通、昔はよくありましたよね、臨時で入って、みんな課長なんかいまいらっしゃるのかな、臨時で入ってそれで職員がいないということで、正職にして、前そういうときもあったような話も聞いていますけれども、今回の、いま町の職員のこの採用ということに対しては、やはりいまかなり厳しいですよ。その採用というものに対して。そう簡単に正職員にはやはりなれないですよ。その募集も少ないので、なれないですね。ところが、それから私自身もこの13年間ほど町を見ているけれども、臨時の職員を正職にしたという例は、ちょっと聞いてないんですよ。ないと思うんですね。

ところが、なぜこの課では臨時の職員がどういう経過でこの正職員になったのかよくわからないけ

れども、きわめて私はこの問題は不透明だなと思っているわけですね。だから、じゃ、この職員の採用は、部落解放同盟の役員だからじゃないかと。なぜならば、この職員については、採用してからもう何年も経つけれども、ずっといまの課、人権、同和对策課から人権政策課ですか、一貫してそこなんですよ。そして方書は先ほど言った県の女性事務局長だということなので、きわめて異例な採用だと思うんですけども、この点について経過を説明いただけませんか。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えいたします。

茂木議員もここにおられます議員の皆さんも、ご存じのとおり、ここの答弁に関しましてはオフトークもそうですし、テレビ西軽の放映によってもそうですし、この場にだけではなく、多くの町民の皆さんが聞かれているということはもうご承知のとおりだと思います。この場で本人が特定されてしまうような一職員の採用経過について、それが人権政策課の職員である云々……、どこの職員でありましても、この大勢の町民の皆さんが聞いておられる場で公言していくというのは、私は非常に好ましくないことではないかと考えています。人権政策課に解放同盟の職員がいては、役員がいてはいけないのかということも、非常に理解に苦しむところでございます。解放同盟員であるということを第三者が本人の同意なしに公言してしまうということは、ある意味では名誉棄損にもつながりかねないと思いますし、また、解放同盟員が町の職員になってはいけないのでしょうかという、非常に疑問も持つところでございます。

先ほどから、差別事件の発言に関してもありましたけれど、やはり正しく、きっちりその今回の御代田中学校における差別事件確認会の発言もございましたので、町としての人権政策課としての見解も申し上げながら、そういう茂木議員がおっしゃるような意見の方も確かにとおられるとは思いますが、そうではありませんという意見をお持ちの方もたくさんおられると思います。そういった意味で、私も含めて人権政策課も町長ももちろんですけど、そういった考え方ではないというのを改めてこの場におられます方及び町民の皆さんにもお話ししたいと思いますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

本年の5月1日に給食準備中に生徒による差別発言があったとおっしゃったのは、中学校の校長先生から町教育委員会並びに解放同盟の方に電話で一報があったものです。その後、5月8日に差別事情報告書が校長から教育委員会に提出されるまで、学校の方が主体的に中心となって学校内において関係するすべての生徒に配慮しながら、慎重に聞き取り調査や事実確認を行い、中学校における今後の人権同和教育の現状と問題点、あと今後どうしていくかということについて、学校自らが調査して報告してきたものです。

先ほど、茂木議員からの発言にもありましたとおり、5月18日と6月12日に確認会が開催されたわけですが、茂木議員、一般質問、通告書の発言要旨にも書かれておりますけれど、解放同盟が未熟な生徒の発言を取り上げてとか、政治的圧力を強めるとか、また先ほどの質問の中でもありました確認会とか糾弾会云々というようなことについても、そういったものと全く違う内容であったと思います。

この場におられます総務文教委員長の内堀議員をはじめ、古越日里議員、古越弘議員も、この2回の確認会には出席しておられましたし、また、ほかの全議員の皆さんにもその会議内容、会議記録をお配りしたとおりでございます。その内容をもう一度読んでいただきますれば、先ほど茂木議員がおっしゃいましたこととはちょっと違うんじゃないかということは、もう明らかだと思います。

6月12日の確認会の方には、茂木議員も市村議員も出席しておられましたし、町や町教育委員会、学校、解放同盟が、これまで生徒の発言自体について何一つ問題としてこなかったということは、もう

ご存じのことだと思えます。今回発生した差別事象に関しても、96年、2002年に発生した差別事象に関しても、町も町教育委員会も学校も解放同盟も、一度としてこれまでに生徒の発言自体を問題点としたことはありません。私は96年の当時、1回目のところから担当者としてかかわっておりましたし、これまでに開催された確認会も教える側という問題点を明らかにしながら、再発防止を図るためにやられてきたものだと思っております。決して町の職員が解放同盟の立場だからといって町を迫り、ましてや糾弾するというような立場で司会をされていたことではないということは、議事録をもう一度お読みいただければ明らかではないかと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、この答弁につきましても、ご承知のとおりにおフトークやテレビ西軽の放送によって、大勢の町民の皆さんが見聞きしておられます。更に茂木議員が出されたピラを読まれた町民の皆さまにも、町の人権同和行政の取り組みに関しては、決して必要のない取り組みをしているわけではありませぬし、決して税金の無駄遣いをした取り組みをしているわけではありませぬ。誤解のないようにその辺はきっちり伝えておいていただきたいと思えます。

職員の人事の採用云々の経過の面につきましても、私、冒頭に申し上げましたとおり、やはり一職員のことをこの場で町民の皆さま聞いておられる中でそういったことを詳細にお話し申し上げるということは、本当に不快なことを感じております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） ですから、いま係長、説明したんだけど、無駄なお金の支出はないと、無駄な予算はないと言うが、普通に考えて説明のつかないことが多いんじゃないですかと、先ほどのことも含めてね。いま言われたでしょう、職員は司会で、司会をやって、特に町の責任を迫りする側ではなかったというが、その会議録を読めば、ちゃんと町に対してこういうことについては答えてくれとか、こういうことについては文書にしてくれとか、そういうことをやはりちゃんとやっているんですよ。決してこれは中立な立場ではないですよ。単なる司会ではないですよ。こうなさい、ああなさいということをおっしゃっているわけですよ。

それからいまの職員の問題でも、これはまあいいです。個人的なことだからいいんだけど、しかし事実としてですよ、事実としていままでも臨時から正職になったことがこの間ずっとない中で、ここだけはそういうことがあったというこの事実はね、この事実は曲げられないことですよ。事実あったわけですから。その内容がどうかということをお聞きしたら、それは答えられないということで、それはいいです。しかし、事実は間違いない。

それで、時間がなくなったので、次の質問に行きたいんですけども、私、いま職員の問題では、人権政策課ですか、いま新しい名前は。この勤務実態がどうかということをお非常に疑問を持っているんですよ。疑問があるのでお聞きするので、答えていただければいいんですけども。

私もちょくちょく、隣保館、何ていうんですか、いま、隣保館に行くんですけども、おそらく午前中は係長なんかもいたことはあるけど、ほとんど課長しかなくて、職員はどこへ行っているのとお聞きすると、一番多く返ってくる答えが解放同盟の協議会事務所に行っているという回答が多いんですね。私、なぜこれほどまで、だっていまね、非常に驚いたのは、昔なかったですよ、13年前というか、昔にはなかったことは何かというと、あの事務所が閉鎖されちゃうんですよ、職員がいなくて。それで紙が自動ドアのところに書いてあって、職員がいなくて閉めてありますと。そういう紙がちょくちょくあるんですよ、本当に。前はいましたよ、どなたか。いまだから、おそらく課長が役場に用事があるときはあの札を下げて閉めているんですよ。それが非常に多い。それでそうすると、一体この、じゃああそこは一体何なのかと。なんでそんなに部落解放同盟の事務所であって、あそこを、人がいませぬと、

職員がいないので閉めますと言って閉めるほどに大事なことで本当に行っているのか、ではそこをそんなに閉めているなら、じゃあそこは何のために必要なのかと。どこで仕事をしているのかということだと思ふんですよ。

だから私は、ちょっときつい言い方ですけども、勤務の実態として解放同盟の職員のようになっているんじゃないかと。これはそういう幾つかの、この間の経過を見れば、そういうことの疑問が起きるわけです。やはり町の職員としてちゃんとその、そこはおかしなことだと私は思ふんですけども、そうやって頻繁にこの隣保館が閉鎖されているということに対して、業務がきちんと果たせるかということに疑問を持っていますけれども、町長はこうした事実についてご存じですか。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

人権政策課3名であります。そういった中で人権政策課というのは1つ、自分の分野と、それと同時に組織全体にわたる部分の調整、よく言うコーディネーター、これをしなければならない部分があるわけです。そういった面から、各課に出たり、あるいは地域に出たり、いろいろする、その中で場合によっては閉めなければならない、そういった事態も出ているのではないかなと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） 担当者としてただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどからも申し上げておりますとおり、町職員の勤務実態が解放同盟の職員のようになっているというふうにおっしゃられていますけれど、逆に部落解放同盟御代田町協議会には、重要な助言とか多大なご協力を常にいただいているところです。更に言うならば、本来、町の予算をもって取り組まなければならないことなどについても、御代田町協議会自らが激減した補助金の中から取り組んでいただいていると、積極的に取り組んでいただいているということもあります。

具体的には町内の企業に雇用されております外国籍の人々の人権擁護等の取り組みなどをしていただいているところです。

あとは解放同盟の事務所、協議会の事務所に行っているということにつきましても、竹内書記長には町の人権センターの生活相談員というものも委嘱させていただいております。

この相談事業につきましても、前からの議会の中でもご説明申し上げてきたとおり、年間に本当、80件から100件近い、報告にあるものだけでもそのぐらいの件数が寄せられております。どうしてももう、すぐそこに行って、いろいろ職員が内容をお聞きしまして、早急に地方事務所でありましてか県でありますとか、対応をとっていかないと、本当に一瞬を苦しんでおられるという方々に対応しているところでございます。

確かに隣保館、人権センターのところには不在になる場面は多いんですけど、町民の皆さんの町民益といいますか、町民の皆さん、相談に来る方々は町民でございます。町民の皆さんのその相談に来られる方々に早急に対応するというような仕事を優先するのであれば、やはりその人権センターにいたことだけが本来の仕事というふうには私は理解しておりませんし、常に協議会の方に行きながら、なるべく早くその話を聞きながら、早急に対応していきたいということ自体、それこそがやはり町民のためになるんじゃないかというふうに、常々思っております。

1つ、例として紹介いたしますと、昨年6月10日に草越地区で人権侵害が発生したということに住民の方から生活相談員であります竹内書記長の自宅に、夜お電話が、午後6時25分ごろだったと思ふんですが、その夜に電話があったときにも、竹内書記長はすぐさまそのお宅に伺って、どういった問

題かというような事情を事細かに調査していただきました。その後、私のところに連絡がありまして、すぐその日の夜のうちに町長に対して詳細な人権侵害の報告書が提出され、その後の取り組みにつきましては、官報等でもお知らせしたとおりの取り組みをやってまいりました。

これも決して隣保館にいたから、いることが仕事なのかということで、ここにおられます皆さんにもちょっと考えていただきたいと思えますけれど、そこにいないときの方が、より重要な問題に対処しているというふうにご理解いただきたいと思えますし、私はそういったことの方がより重要であると判断しながら、自分の判断の中で常に協議会の方の事務所に伺いながら、当然、町からの相談事もしておりますし、町民の相談事に早急にそういった形で対応していきたいなというふうに、これからもそうしていきたいというふうに、それが町民に対するサービスだというふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） いろいろいま説明されたんだけど、そういうことを言えば言うほど、矛盾が出てくるんですよ。

じゃあね、いいですか。その仕事場を開けても、いいですか、仕事場を閉鎖してでも皆さんは解放同盟の前のその芝生の手入れに行っているということですよ。ね、だってそんなにいる時間もないほど忙しければ、そんなことやめるべきじゃないですか。委託してあるんだから、やってもらえばいいんですよ。なおさらおかしな話でしょう、そういうことを説明すると。

それからいま生活相談員としてお願いしているから、いつでもコンタクトをとって、やっているんだと、こう言いますが、この相談員活動はボランティアでやっているんじゃないんですよ。町が相談員として90数万円の年間お金を払って相談をやってもらっているんですよ。そうでしょう。だから、常識的に考えれば、数少ない職員が行かなくても、来てもらえばいいじゃないですか。ね、それだけのお金を払っているわけだから。90数万円のお金っていえば、1日にすれば2,465円です。2,300円ぐらいになる。それだけのお金を払っているんですよ、ちゃんと報酬を。そういうことが本来来てもらって、それで話を聞くのが当然じゃないんですか、これ。ね。

それでいま、係長、認めましたよね。不在は多いと。事務所の不在は多いと。けども、どっちにシフトを持っていくかということだと。じゃあどっちにシフトを持っているのかと。あなたの職場はどこですかと私は聞きたいですよ。あなたの職場はあそこの、人権政策課のあそこでしょうと、職場は。職員であればシフトはそっちだと思うんですよ。それはやはりおかしいですよ。どうしてもこれは部落解放同盟の方にシフトが行っている、だから勤務実態として……私はいま係長のお話を聞いてよくわかった。まさに部落解放同盟にシフトした勤務実態ですよ。これは。町長、これでいいでしょうか。あそこは不在でいいですか。だったらもう閉めたらどうですか、ねえ。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

先ほど、私、申し上げましたように、非常に人権政策課の事務範囲というのは、全町的に広がっている。こういう部分の中で、事務所も、事務所を閉めざるを得ない、そういうこともあるだろうと。しかし、それは人権政策課としての業務を行っている時間帯であると、こういうふうに理解していただかなければおかしくなってしまうわけです。当然、私は人権政策課の職員は町の職員として人権を尊重する、差別のないまちづくり、こういう中で業務を遂行している、こういうふうに判断をいたしております。

私は、この茂木議員の質問に、先ほども少し疑問を投げかけたわけですが、本当にこの1時間の中で聞いていますと、茂木議員の考え方は、同和対策事業、人権政策、すべてやめればこれによしと、こういう中で物事を考えておられるのではないかなと、こういうふうに感じている部分もあります。

当然、町といたしましても、改めることは改めていく、そしてこれからの今日的な課題にも対処していく、そういった姿勢の中で取り組まなければならないのではないかなと、こういうふうに感じているところでございます。これからもそういった姿勢の中で取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） まあ、これで終わりにしますが、私はこの仕事に携わっている職員がどのこのということではないんですよ。たまたまその職にいるから、それにかかわらなければならないし、別に解放同盟がどのこのということではないんですよ。問題は、ま、確かに同和事業の場合には歴史があるので、確かにね、町長おっしゃるように歴史があるので、すぐにこうボタンと行くということではないなとは思っていますけれども、やはり説明のつかないことについては正していかなければいけないんじゃないかと、こう思うんですよ。

私は、今日、税金のそのお金の使い方がおかしいじゃないのと、職員の体制、いろいろ採用も含めて、ちょっとおかしいんじゃないのと、こういうことを申し上げただけでも、やはりとにかく何でも説明がつくようにやるということでしょう。だって町民の税金でやっているわけだから、説明がつかなければね、やはりまずいと思うんですよ、それは。そういう観点でやっているわけで、ですよ。

いずれにしても、いま同和事業はすべてやめればよいという考えかと、そのとおりですよ。すべてやめれば、やめるということが大前提です。

つまり、このような説明のつかないことをやっていたのでは、なおさら町民の中にその疑問が、税金の使い方に対する疑問が生まれるんですよ。いま私が言った、芝の問題だって、絶対おかしいですよ、それは。職員が行って、やっているなんてことは、だっていまだこの職場だって、だってどうですか、皆さん、この役場の中、職員が減って1人の職員のやる仕事が増え、十分にその仕事の責任が果たせるような状況がなかなか難しい中で、同和対策課だけはそういうふうに芝の管理まで行っているなんていえば、これは職員の人たちが納得できるでしょうか。それは。それはやはり説明がつかないと思うんですよ。私は引き続き、何か答弁しますか。どうぞ。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（土屋 清君） 2点ほど、私も申し上げてみたいと思うわけです。

今回の質問、あるいは議会の都度、茂木議員の方から無駄遣い、こういうお話があるわけでございます。そして、今回の一般質問の中では、不正の支出がされている、こういう指摘があったわけです。これは非常に重大な問題ではないかなと、こういうふうに思っております。

町は、平成17年度の決算について、つぶさに書類を提出し、説明をし、監査を受けてきたところで、そして今回の冒頭の中でも監査委員から意見も含めて監査報告がなされている、こういうことをお考えをいただきたい。ただし、議員の皆さんも疑問を持っている、あるいは正さなければならない、そういった事項がある、これまた事実であろうと思います。それは議案質疑の場でお答えをさせていただきたいと、こういうふうに申し上げたところでございます。

ただし、私は、非常に残念なことは、不正の支出がある、こういうふうに言及されたことに対して、非常に私としては疑問を持ち、茂木議員がどういった視点でこういうふうに指摘をされたか、こういうことも場合によってはお聞きしていかなければならないかなと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、茂木議員の考え方と町の考え方、これはいつも並行線で、なかなか交わるころがない、これが現実かなと、こういうふうに思っております。しかし、やはり町としては、議会の総意の中でこの事業を遂行している、こういうふうに理解をしていただかないと、この答弁、私はおかし

くなってしまうのではないかなと、こういうふうに思っております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、問題があるものは私は積極的に是正をしていく、しかし、発生してくる問題については、やはりまた取り組んでいかなければならない。ということになりますと、この人権問題あるいは同和問題、これからもこの施策の中で取り組んでいかなければならない大きな事業かなと、こういうふうに思っているわけでございます。

私は今日的な中で、非常に人権が無視されてきている、そういうふうに思っております。それがあある面では毎日ニュースで報じられるような悲惨な事件につながっているのではないかなと。特に弱者に対するいろいろな事件は、最近は何に余るものがあるわけですね。それは何か。人権が尊重されない、尊重されていないから。あるいは社会のルール、モラルが低下している、こういうことが大きな原因ではないか。やはり家庭教育も必要だろうし、学校教育も必要であろう。こういうものを徹底して初めて、よく言う「だれもが安心して人権が尊重される社会」につながっていくのではないかな、こういうふうに思っております。

こういった現状を踏まえた中で、人権施策、これは大事な作業かなと、こういうふうに思っているところでもあります。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君、時間になりました。

○8番（茂木祐司君） はい。いずれにしても、これはその人権政策がどうかとか、そういう問題を言っているんじゃないんですよね。そういうレベルの問題を言っているんじゃないんですよ。税金の不正じゃないのかと、これ、わかりやすく言いましたよ。町が委託した仕事を職員が行ってそれをやっているというのは、おかしくないと言ったら、これは説明がつかないと思いますね。かなりわかりやすく言っているはずですよ。

そういうことで、主体は何かということをおは、町長、やはりそこはきちんと、私は町長主体となってこの問題、町としての考え方を持ってやっていただきたいと。

以上で終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告2番、茂木祐司議員の通告のすべてを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時10分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

中山議員、所用のため欠席する旨の届出がありました。

通告3番、笹沢 武議員の質問を許可いたします。

笹沢 武君。

（4番 笹沢 武君 登壇）

○4番（笹沢 武君） 議席ナンバー4番の笹沢 武でございます。一般質問をさせていただきます。

1時半のお昼を食べた一番眠い時間帯で、大変恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと前置きが長くなると思いますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、何でこういう問題に取り組むかということから申し上げてみたいと思ひます。

御代田町は、浅間山の南麓に広がる地域に位置し、東は軽井沢、西は小諸に、南は佐久市に、北は群馬県嬬恋村に接し、近年では首都圏とのアクセスも整い、利便性と自然環境に恵まれ、暮らしやすい自

然豊かな高原の町としてのイメージが定着しております。町の人口も増加傾向にあり、平成17年、国勢調査の結果報告では、1万4,153名と、県内では山形村、軽井沢に次いで3番目の増加率となっております。また、まちづくりの面では、佐久市に大型商業施設の整備が進むなど、商業環境は厳しく、周辺の佐久市、小諸市、旧丸子町、旧東部町、上田市をはじめ、長野県内でも23市町村で中心市街地活性化に基づく基本計画が策定され、活性化に向けての取り組みが行われております。

御代田町においても、中心市街地活性化が必要となっており、御代田町は平成15年9月、佐久市など3市町村の合併協議から離脱し、自立推進計画を策定するなど、積極的に行政財政改革に取り組んでいるものの、財政面では厳しく、補助金の導入が必要でございます。暮らしやすい町をつくるには、行政サービスの水準を確保しながらも、町の地理条件や自然環境等、地域特性を生かし、地域住民とともに独自のまちづくりコンセプトを確立し、暮らしやすい町をつくっていくことが必要でございます。

そのためには、御代田町第4次長期振興計画における目標像である、「文化・高原都市 - 御代田」を実現する方向で、中心地区の位置づけを明確にし、地区の活性化を図ることが必要であり、その際に活用できるのが、中心市街地活性化法に基づく各種活性化事業であります。活用の前提となる中心市街地活性化基本計画を策定することが必要なのでございます。中心市街地地域のエリアは、駅周辺から広範囲を視野に入れて考えております。

では、中心市街地活性化基本計画策定に向けた基本的な進め方についてですが、中心市街地活性化法は平成10年に施行され、全国で616の市町村で中心市街地活性化基本計画が策定されておりますが、中心市街地の空洞化に歯止めがかからず、中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法、いわゆるまちづくり3法が改正されることになり、新中心市街地活性化法は、本年9月ごろには閣議決定を経て、基本計画の認定を受け付ける予定でございます。

御代田町においても、中心市街地の活性化を目指し、中心市街地活性化基本計画策定に向けての準備と研究委員会の設置と、予算の確保を提案するものでございます。

まず、1番として、議員団で中心市街地活性化基本計画策定、委員会の設置。2番目として、中心市街地商業活性化アドバイザー制度の申請、いわゆるタウンマネジャーの申請でございます。3番目といたしまして、今年度必要と思われる委員会予算、約100万円程度、これは概算でございますが、必要であるということでございます。

地方財政の三位一体改革では、補助金の削減、廃止、交付税の縮減等は顕著に行われております。しかし、税財源の地方移譲はなかなか進まないのが現状でございます。

いま、御代田町では町内の部分的な道路改修、舗道の整備、横断道の見直し等たくさんの整備事業が必要になっております。しかし、将来、2万人高原都市構想を掲げる当町にとっては、必要なインフラ整備は逐次行うことも必要ですが、抜本的な基本構想、基本計画を策定する、いわばオーダーメイド型の計画支援制度を活用するため、基本計画策定委員会の設置が必要ではないかと思われま。計画書を国が認めれば、事業を支援する仕組みでございます。まちづくり交付金は関係8府省庁、内閣府が入っていますから、1府内閣府でございます。8府省庁で1兆円弱の予算が支援化されております。

また、私ども、任意団体として、現在21名で、明るく力強く豊かなまちづくりを目指し、まちづくり協議会を設立いたしました。もちろん、御代田町の合意をいただいて取り組んでいるわけでございます。

まず手始めに、森林の整備、山間農地の活性化をねらいとした山力誘発モデル事業の申請をいたしましたところ、林野庁から内定通知をいただきました。いわゆる計画書を国が認めてくれたわけござい

ます。森林の整備、山間農地の活性化、都会との交流を踏まえた事業計画でございます。事業計画に対しての予算、992万円を計上し、国から2分の1の496万円の補助金が林野庁から交付金として入るわけでございます。今後、地方自治体の格差が広がることが懸念されております。特に町の大きな事業として、苗畑跡地の有効活用、中学校の建て替え計画等、厳しい財政運営が見込まれる中で、どうしても国の補助が必要と考えられます。やる気のある自治体には関係8府省庁が支援してくれるというものです。地域社会のスローライフが実現できる町、コンパクトな町の実現を目指したいと考えております。理事者側のお考えをお聞きいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長補佐 笠井吉一君。

（産業建設課長補佐 笠井吉一君 登壇）

○産業建設課長補佐（笠井吉一君） お答えをさせていただきます。

御代田町の商業地は駅中心に集積が見られ、平和台地区、小田井地区、国道18号線沿いとそのほか集落内に点在をしております。また、御代田佐久線沿いには、外部資本による出店があります。買い物状況を見ますと、飲食品については57.1%が町内の買い物となっておりますが、全体では11.5%と、少ない状況にあります。買い物の中心は佐久市で、74.8%となっております。

いままでの中心市街地の活性化に関する法律では、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化」ととどまっているのに対し、改正法では「都市機能の増進及び経済の向上を一体的に推進する」と目的が改められております。

御代田町の基本構想の中では、都市計画マスタープランに基づき、良好な市街地づくりを進める、都市計画マスタープランでは、駅を中心核として位置づけ、重点的に整備を行う計画としております。

今回の改正まちづくり3法のねらいは、大型店舗の郊外出店を規制して、市街地における中心商店街の衰退を食い止めることにあります。御代田町では既存商店の郊外移築もありませんし、現在駅前商店会の活動も停止状態にあります。したがって、中心市街地活性化基本計画を策定する必要があるのか、まちづくり交付金事業等の中での検討をすべきなのかを、今後関係各課と協議をし、検討を進めてまいりたいと考えております。以上ですが。

○議長（土屋 実君） 笹沢 武君。

○4番（笹沢 武君） ありがとうございます。

いまのご答弁の中で、関係各課と連絡をとって進めていってくれるというお話でございますけれども、いろいろな問題が山積されておりますので、あまり策定を急ぐ必要はないと思っておりますけれども、委員会の設置、それからアドバイザー制度の申請についてはいかがでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

委員会等の関係については、先ほど課長補佐の方から申し上げたことが1つの考え方であると、こういうふうに理解をしていただきたいと、こんなふうに思います。ただ1つ、御代田町は本年、町が誕生して50周年だと、こういう1つの節目の年を迎えたところであります。そこでこれからのまちづくり第4次長期振興計画も含め、これからのまちづくりを考えていかなければならない、そういった大きな、大事な年にあるのではないかなと、こんなふうに私も思っているところでございます。先ほど笹沢議員の方から当町の地形、そして地理的条件も含め、御代田町のいままでの関係を検証していただき、そして将来の問題、課題、それらについて指摘をいただいたところでございます。当然、これからの行政運営、非常に厳しくなることが予想されるわけでありまして。そういった中で、最小の経費で最大の効果を

上げるといふことになると、やはり国県のお金も充てていかなければならない、そういったことを考えていかなければならない、そういった時期であろうと。そういった中で、笹沢議員を含め、まちづくり協議会を立ち上げて、いろいろな面で積極的に行動を起こして、そしてまた提言をいただいていることに対しては、本当にありがたく思っているところでございます。

先ほど、私も50周年だと。この期に当たり、町の歴史を振り返って、そして御代田町の将来を考えるいい時期だと、こういうふうに申し上げたところでございます。

ちょっと長くなってもよろしいですか。

○4番（笹沢 武君） 結構ですよ、どうぞ。

○町長（土屋 清君） ご存じのように、御代田町のいままでのまちづくり、1つ町是になっているのが、農業、商工業、観光、この3本柱の均衡ある町発展、これが今日まで変わらぬまちづくりの方針であるわけであります。

農業の関係につきましては、この御代田町の気候風土である冷涼、そして乾燥、降雨が少ない、こういった気候風土に適した高原野菜を採り入れたことから、農家経営も安定をし、そして意欲ある若者も定着してきた、これがいままでの状況であろうと、こういうふうに思っております。しかしながら、現状の中では、今後、少子高齢化、高齢社会、これの移行に伴って農業後継者がなかなか出て来ない。そして、それに反映して、遊休農地が増加している。そしてまた、連作障害も出ておまして、品質低下を招いている。あるいは産地間競争の激化、輸入農産物の増加等による価格低迷等がありまして、農業分野も本当に考えていかなければならない、そういった時期に差しかかっているわけでございます。

それと、商工業であります。これは御代田町誕生して間もなく、時の理事者、また議会、住民の皆さん、農家の二・三男対策のためにはどうしても働く場所、工場誘致をしなければならぬ、ということで積極的に取り組んでいただいたわけであります。現状、農業と同様に、当町の気候風土に適した精密機械工業、これの誘致に成功し、若者は定着し、なおかつ転入等もありまして、人口は年々増加して、そしてなおかつ、財政基盤が安定され、今日どの自治体においても過疎に悩み、あるいは合併をせざるを得ない、そういうような状況におかれているわけでありまして、御代田町は自立が選定できた。いま、農業の関係、工業の関係、こういったものが大きな御代田町の財政基盤等を支えている要因になっているのではないかなと、こういうふうに思っているところでございます。

その中で唯一伸び悩んでいるのが、商業であり観光であろうと、こういうふうに思っております。そしてなおかつ、御代田町誕生をして50年になるわけでございますが、本当に御代田町の中心市街地はここですよと言えるようなところがない。これが御代田町のいまの現状であろうと、こういうふうに思っております。

どこの市町村に行っても、どこかにそういった場所があるわけでございますけれども、御代田町にはそれがありません。

その1つの要因が、これは町がそういった行政誘導を図ってこなかった、これにも大きな責任があるわけでございますが、もう1つ言えることが、先ほど言われた地理的要因が大きくあるのではないかなと、こんなふうに思っているところでございます。

従来は小諸市、そしていまは佐久市に、こういった現状の中で町の購買率が非常に低い状況にあるわけでございます。とりわけ、車社会になってからは、町で買う人が本当に少なくなりました。佐久市に高速道路の、あるいは新幹線の周辺に一大集積地が出来てきた、これも大きな要因であろうと思っております。そういった面から、当町の商業は、郊外店、大型店を除いて、既存の商店は農業以上に後継者がいない。現状をこうとらえてみますと、ほとんど、こんな言い方はちょっと失礼ですが、じいちゃん

ばあちゃんの状況におかれている、こんな状況にあらうかと思います。これが御代田町の商業活性化を遅らせている、阻害している要因ではないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

それと同時に、やはり商業というのは、いま特に御代田町がおかれている状況は、ただいま申し上げましたように、非常に商業集積地が佐久平が中心的位置にある、あるいは小諸がある、軽井沢がある、そういった現状の中で、商業という部分が非常に難しい要素をおかれ、経営を圧迫している要因になっているのではないかなと。先ほどお話がありましたように、車社会になって、中心市街地といわれているところは、全国どこでも苦境に追い込まれている、こういう現状にあるわけでございます。

そういった面から、じゃあこの御代田町の商業をどう考えるか。

1つとしては、浅麓あるいは佐久平、この中で御代田町をどう位置づけ、どんな商業地にしていくか、これを本当に考えなければならない。それと同時に、人の流れを見極める。佐久平全体を見ても、人口が22万人、これをある面ではそれぞれの自治体が取っている現状にあるのではないかなと。この中でどう御代田町を位置づけるか、これ非常に大切な要件になるのではないかなと、こんなふうに思うわけです。

それと同時に、高齢社会、これは避けて通れないいま現状であらうと、こういうふうに思います。その中でこういった社会の中で、御代田町の商業をどう考えるか。場合によっては車ではなくて、歩く、見る、そういった商業というものをどう考えるか。これが1つ、大きな要因になってくるのではないかなと。

そして3つ目が、やはり町の商業を活性化するためには、住民の皆さんの意識が変わってこないと非常に難しい問題であらうと。生活様式、町の中で購入できるものは町の中でできるだけ使う。そういった意識が非常に大事ではないか。

いまの現状で行きますと、働いて蓄えたものを外に出してしまっている、こういう現状であらうと、こういうふうに思います。やはり活性化というのは、町の中で使い、町の中で巡回させることが、これが活性化につながる道ではないかなと、こんなふうに思うからであります。

そしてもう1つ、やはり社会は動いているわけでありまして。商業地、特に商業地は、30年サイクルで動くと、こういうふうに言われているわけでありまして。先ほども申し上げましたように、佐久広域といっても狭いエリアであります。その中で町の、あるいは近隣の商圈を考えて、どんな商業地を構築していくか、これは観光も含めてであります。こういったものを含めて、先ほど話がありましたように、商工会、駅前商店会あるいは観光協会、こういった皆さんとこれからのまちづくり、商業地づくり、そういったものを本当に真剣に考えていく時期ではないかなと、こんなふうに考えております。その1つが我々だけではなかなかいいアイデアも出ないだらう、専門的なアドバイザーを入れることも必要であらうと。あるいは委員会を立ち上げ、みんなで議論していく、こういうことも必要であらうと、こういうものを含めた中でこれから考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○議長(土屋 実君) 笹沢 武君。

○4番(笹沢 武君) いま町長の方から、現在の町の状況、特に商業、それから観光関係が遅れているというお話がありました。また、基幹産業であります農業、農業は後継者問題はどこの地域でもそうだと思いますけれども、大変難しい問題である。商業にしても同じだと思います。後継者がいない。その中で、中核法を立ち上げようというわけですから、私どもも行政側に全部お願いするのではなくて、私ども、協働のまちづくり、まちづくり協議会御代田の中にタウンマネジャーも入れてありますので、タウンマネジャーのご意見も聞きながら、先ほども私、言いましたけれども、そんなに年度内の策定を急いでいるわけではないんですが、町としての考え方をいまお聞きして、町長から縷々ご説明をいただ

きまして、私もよくわかっております。確かに町の顔であります中心市街地というのが見当たらない、やはりしなの鉄道前あたりが中心、町の顔になるのが一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、相変わらず空洞化が目立っております。その中で今年9月は総理大臣の交代の時期でございますけれども、いまのところの予想では、安倍さんが有利ではないかという新聞報道でございますけれども、安倍さんの考え方は、自分の任期中に道州制の方向づけを決めたいというふうに言っておりますよね。そういう形になれば、まちづくりの考え方もまた変わってくるんじゃないかと思っておりますけれども、ただ、先ほど、冒頭にも申し上げましたけれども、全国で616の市町村で中核法の基本計画が策定されておりますけれども、中身があまり芳しくないものが多いみたいなんです。それを少し削って、補助金を増やすという方向で閣議決定を経るようでございます。

私どもも何とか町のお手伝いをしながら、行政と両輪でこれから2万人都市構想に向けてのまちづくりをいまからやっていかないと、大変インフラ整備が遅れてしまうと。確かに町長おっしゃるように、いろいろなことがいま町は山積しております、インフラ整備だけやっているのではとてもじゃないけれども、町は経済破綻してしまいますので。

私のその中心地域活性化法についての考えとしては、ちょっと大きな考えを持っているんですけれども、例えばいま、西軽からガードをくぐって駅へ来る道路ですけれども、真ん中は側溝がないんですね。西軽の上の方と、あの水原の真ん中から下の方は側溝があるんですけれども、その中間が側溝がなく、雨が降るとずっとこう、ガードの下へ水が溜まってしまいうんですね、雨水が。非常に近所の人たちが苦労しているわけですけれども、何とかその辺も、側溝ぐらいつくってこないかというお話がありましたけれども、部分的にやるよりも、この中心市街地活性化法の策定をして、それから一挙にやった方がいいんじゃないかというふうにも考えております。道路も狭いです、あそこは。町長もたしか西軽さんの区長さんの方からそういうお話がときどきありますけれども、舗道の方は整備されて、いま、よくなっておりますけれども。

あと、あの道路を整備するよりも、馬市場から西軽へずっと向こうへ突っ切っちゃった新しい道路の新設の方が早くて安いんじゃないかなというふうに私は考えております。

ま、今日、その話を長々する気持ちはありませんけれども、いま産業建設補佐、それから町長からのお話にもありましたとおり、町内でも十分ご検討いただけるということでございますので、是非、中心市街地活性化に向けての取り組みについて、私どももまちづくり協議会御代田で、一生懸命いろいろな資料を集めたり、素案をつくったりしますので、よろしく合意のほどをお願いしたいと思います。

これは理事者の合意がないと、国で認めてくれないんです。はんこがないと。ですから、どうしても私どもだけではできない。やはり私どもと議会とそれから行政側でスクラムを組んで取り組んでいきたいというふうに思っております。2万人都市構想は、第4次長期進行計画でみますと、平成52年から57年ぐらいにかけてでしょうか、2万人の町ができるのが。ちょっと人口の減少などで若干遅れるような気もしますけれども、そのころは私どもも生きていれば100歳ですから、とてもそんな話をできる状況ではないんですが、それまでに子孫のために御代田町に住んでいるすばらしいまちづくりのために、何としてもこの中核法の策定をして国に認めてもらいたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

また、この問題は多分次回もお願いに、お願いといたしますか、違った形で、違った数値、資料を持って質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。どうもありがとうございました。

それから、ちょっとさっきの中核法の策定が、基本計画が策定されているところですが、さっきちょっと申し上げましたが、上田市、小諸市、東部町と言いましたが、東御市ですね。それからこの

辺では千曲市、それから佐久市は2つ出ていますね。野沢・中込地区で1つ、それから岩村田地区で1つというふうに基本計画の策定が国の方に出されております。出されておりますけれども、認可されてはまだないというところがございますけれども、23の市町村で、丸子町も入っていますね。なかなか各自治体ともに財政的な問題もあり、非常に苦労していろいろなものに取り組んでいるようでございますので、私も一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。

続きまして、このいま幼稚園児、保育園児、それから小学校の保護者の皆さんが一番気がかりといたしますが、聞きたいことが、中学校建て替え事業についてではないかと思えます。第3次長期振興計画の後期基本計画において、平成21年度から中学校建て替え事業に着手することになっております。これは第3次長期振興計画にも載っております。そして、19年度には、19年度といえば来年です。基本設計、20年度には実施設計の策定を行い、平成21年から2～3年の複年施工により、竣工の運びとなる予定になっておりますけれども、現在行われております17年度から18年度にかけての基本構想、基本計画の進捗状況をお聞かせをいただきたいと思えます。

これは学校がどこにできるのかという、非常に心配している保護者の方もいらっしゃいますので、もうこの辺はぼつぼつ情報公開をきちっとしておいていただいた方がいいんじゃないかというふうに思いましたので、今度の質問にさせていただきます。

そして2番目でございますが、続けて言ってしまってよろしいですか。では続けて言わせていただきます。

2番目といたしまして、建設事業にかかわる建設委員の構成メンバーは、どんな方々が入っているのか、お聞きしたい。

それから3番目として、今後の問題になると思えますが、他のモデル学校の視察、研修計画についてお聞きしたい。また、どういう人たちが参加になるのか、この辺も一緒にお聞きしたいと思えます。

4番目、学校給食について。自校給食か共同調理方式か、理事者である町長は前回共同調理方式の導入を示唆しておりましたが、その見解はいかがでしょうか。

それと、もしおわかりになったらで結構でございますけれども、体育施設でございます。特に体育館にはギャラリースタンドの施設も視野に入れることと、また、球場、野球場、校庭でございますが、照明についても必要だと思いますので、もし進んでおわかりになりましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

そして、最後でございますけれども、あくまでも現場重視主義で、学校関係者並びにPTA関係の皆さんの意見を十分聞いて、建設計画基本構想、基本構想基本計画までは行っているんじゃないかなというふうに思えますけれども、その辺についてお答えをいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 教育次長 土屋洋一君。

（教育次長 土屋洋一君 登壇）

○教育次長（土屋洋一君） たくさん質問がありましたので、一応本年の4月からどのように中学校建設について取り組んできたか、順を追って説明いたします。

4月に御代田中学校建設委員会設置要綱、これを施行いたしまして、建設委員会を立ち上げました。委員の構成は、助役、教育長、総務課長、企画財政課長、同課課長補佐、産業建設課長、同課課長補佐、教育委員会次長、同委員会次長補佐、御代田中学校長、同学校教頭の11名で構成されております。

また、この委員会とは別に、学校現場の意見をとり入れるという考えで、中学校の教職員から代表5名を選んでいただいて、それらの皆さんと話し合いを始めています。建設するに当たっての留意事項、それから学校側からの希望などを現在とりまとめているのであります。

委員会は既に会議を何回か開いておりますが、1回目のときから中学校建設場所の選定の検討を行っております。建設場所の選定要件としては、御代田町が考える建設規模の敷地が確保できること。まだ当然これは固まっておりますが、こういうことであります。当然なことであります。生徒が登下校に必要な道路が付設されていること、または付設可能な場所であり、その距離が、学校、家庭、地域社会の住民にとって理解できる範囲内であること。学習活動を支える自然的・社会的・歴史的に良好な環境を確保できることの3点を、要件だというふうに考えております。

この選定の要件に、どの場所が適合しているかということで、現在も検討しているところでございます。

視察については、既に長和町の和田小学校、塩尻市のヘルスパ塩尻、佐久市の野沢中学校へ行っております。和田小学校は、OMソーラーを活用しており、ヘルスパ塩尻については、指定管理者方式による体力づくり施設、野沢中学校については、最近建設したばかりでございます。

今後でございますが、飯田市のソーラー発電システム、こちらも検討いたしまして、必要があれば、それから、そのほかにもやはり適地があれば出掛けてまいりたいというふうに考えております。

一応、視察に当たっての基本的な考えでございますが、省エネ的な施設、それからユニークな施設、最近建設された中学校などを中心に見てまいりたいと、こんなふうに考えております。

こうした視察をある程度終了した時点で、どういう中学校を建設するかというコンセプトをつくり、プロポーザルを実施いたします。プロポーザルの時期については、年明けぐらいになるでしょうか。

プロポーザルは、基本構想及び基本計画に該当するわけでございます。ですから、本年度じゅうに基本構想、及び基本計画を決めたいという考え方でありまして、来年度はご案内のように基本設計に入ってまいりたいと考えております。

プロポーザルを実施するに当たっては、公立文教施設費、国庫負担事業にかかる学校建設の設計等においての留意事項について、だいぶ口幅ったい文章でございますが、これは昭和50年、文部省の方から出された通知でございます。その中の学校施設設計指針、中学校施設整備指針、そんなようなものがございまして、中学校施設整備指針については、平成13年3月、やはり文部科学省の大臣官房運営協議会施設部編ということで通知がまいっております。こういうものを基本といたしまして、私どもとすれば、省エネルギー施設、それから安全性、施設の内容、使用頻度ですね、それから必要性、財政状況、これは町の財政状況でございますが、それと積立金の関係もございまして、こういうものを考慮したものを設計指針として業者に提示したいというふうに考えております。

給食施設には、6月議会、先ほど議員の方から言われたとおり、答弁、私の方でしまして、町長の方でちょっと申し上げましたが、そのままの状態でございます、教育委員会の方も現在検討している最中でございます。そんなようなところでございます。

あと、いずれにしても理事者の方ではある程度給食施設については方向を出したのかなというふうに考えております。

あと体育施設、ギャラリースタンドについては、先ほど申し上げましたように、省エネルギー施設、安全性、施設の内容、使用頻度、必要性、財政状況と、この範囲内で考えてまいりたいと、そんなふうに考えております。照明についても、現在はございますが、やはり中学校、照明設置が本当に適切なのかどうか考えますれば、雪窓公園の方は照明施設ございませんね。そういうようなことと考え合わせまして、検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 笹沢 武君。

○4番（笹沢 武君） どうも教育次長、ありがとうございました。

そうしますと、まだ建設場所ははっきりと決まってないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（土屋 実君） 教育次長。

○教育次長（土屋洋一君） そのように考えていただいて結構でございます。

また改めて、全員協議会の方へちょっとご報告申し上げたいと思っておりますが、以上であります。

○4番（笹沢 武君） わかりました。

土屋次長がいま言いにくいということだと思いますので、場所はいまある中学校のところに建てるのか、あるいはまた違う場所を探すのか、その辺、結構そのPTAの皆さん心配されておられますので、お聞きしたわけでございますけれども、全協の方でお話しただけということでございますので、それはそれで結構でございます。

それから、体育館のギャラリースタンドのお話も、いまありました。それから雪窓球場のお話もありましたけれども、御代田町体育協会も、年々会員が増えたり、スポーツ少年団もテニス部を入れると約300名に膨れ上がっております、できればギャラリースタンドも、ちょっといまのB Gとやまゆり体育館だと手狭なものですから、もう少し広い体育館でいろいろなイベントを、体協そのものでもお借りしたいというふうに考えておりますので、体協の会長の方からも是非施設は立派なものにしてもらいたいと、たくさんのギャラリーが入れるような、そしてたくさんの選手が活動できるような、運動できるような、試合ができるような施設にしてもらいたいということを言われております。

昨日も御代田町オープン卓球大会がありまして、教育長さん、行っていただいたわけですが、200名強の選手の人たちが、あのB & Gの体育館に集まって試合をやるんですけども、本当に選手の皆さん気の毒なような、ちょっと狭いものですから、いまお聞きしたわけでございますけれども、その辺も十分お考えいただいて、進めていただきたいというふうに思っております。

それからもう1つ、学校給食の件でございますけれども、町長の方ははっきりしたご回答ではありませんでしたけれども、共同調理方式かなというようなことを示唆されました。

私、今年の2月28日の真田町の完全米飯給食という新聞の切り抜きをここに持っているんですが、真田町も上田市と合併してしまいましたので、ちょっと内容は変わってくるか、あ、給食は変わっていないようですね、真田町は。米飯給食なんですね。で、なぜ米飯かというのがここにありますが、いま細かいことを言う時間ありませんので言いませんけれども、真田町の小学生、中学生は、不登校・非行は0だということを真田の教育長からお聞きしました。それは米飯給食にあるのかなというようなこともおっしゃっておりました。だから非常に給食というのは大事な問題ですから、あえてお聞きするわけでございますけれども、私も、子どものころはコッペパンに味噌汁に、脱脂粉乳ですかね、そんなものを食べて大きくなったんですが、いまの食生活はそれじゃとてもじゃないですけども納得してもらえないものではありませんので、この辺も是非、こういうものも参考にしながら。

ここにこういうふう書いてあるんですね。『荒れていた中学生にバランスのとれた日本型食品が必要と考えて食べさせたところ、イライラや集中力を欠く子どもがなくなった』というふう書いてありますし、県内、県外からの視察も、相当真田町の学校には来ているようでございます。

ちなみに、真田町は4小学校と2つの中学校がございまして、全部が和食中心、完全米飯給食だそうでございます。食の問題というのは、また今日はそういうことは聞きませんが、知育・徳育・体育だけの時代に育った私どもの中にあって、いまはそこに食育が入ってきましたので、非常に行政側も食の問題については大変ないろいろな問題を抱えるかと思っておりますけれども、是非その辺も考えて、いろいろな人の意見を聞きながら進めていただきたいというふうに思います。

時間はあと10分残っておりますけれども、これで一般質問を終了させていただきます。ありがとう

ございました。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告3番、笹沢 武議員の通告のすべてを終了いたします。  
ちょっと時間的に早いですが、この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時21分）

（休憩）

（午後 2時36分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。  
通告4番、内堀千恵子議員の質問を許可いたします。  
内堀千恵子君。

（10番 内堀千恵子君 登壇）

○10番（内堀千恵子君） 議席番号10番、内堀千恵子でございます。  
今回も大きく2点についてお伺いをいたします。

初めに、子育て支援拡充に町独自の支援がないか、この点についてお聞きをいたします。

厚生労働省は、6月に全国の合計特殊出生率、これが1.25となったと。またこれが過去最低を更新したと、このような発表がございました。たしか私が議員になりました当初、10年ぐらい前には、1.45ぐらいでしたか、1.5ぐらいあったかと思いますが、この10年間、少子化になるよと、このように言われていましたものが、現実にこのような状況になってきている、このように思うわけでございます。2005年の国勢調査によりますと、2005年10月1日現在の日本の人口、1億2,775万8,000人であると。これは1年前より1万9,000人の減であったということで、戦後人口が前年を下回ったのは、2005年が初めてであったと、こういうことであります。平均寿命が延びているにもかかわらず、これまでの予測を上回る早さで人口が減少している、この最大の要因は、少子化にあると、このようにも言われております。

大変ありがたいことに、御代田町は保育園、また幼稚園が満杯の状態であるというほど、いま町としては多くの子どもさんに恵まれているわけでありましてけれども、お聞きしますが、この数年のこの御代田町の出生人口、実態がこのままどんどん多くなっていくのか、また横ばいなのか、少なくなるのかというような予測がいま現在されているのかどうなのか、まずこの点について、今後の予測でいいですけれども、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

御代田町の人口についてであります。平成15年4月1日には、1万3,945人。16年4月1日につきましては、1万4,080人。17年4月1日につきましては、1万4,208人。18年4月1日につきましては、1万4,168人と、前年対比40人の、18年4月1日現在は減となっております。

いままで御代田町の人口の増加の一員としては、出生は大きな比重を占めていたわけでありましてけれども、17年度の出生は前年対比であります。19人減の152人です。人口の減少の大きな要因となってきているかなというふうに思っております。18年8月末の出生を17年度の同時期と比較するわけでありまして、17年度は71人おりました。しかし、今年の18年度の8月末現在は、59人です。約12人減となっております。17年度は1年間で19人の減であったのに対して、18年度は5カ月を過ぎた段階で12人の減となっております。また、9月、8月までではなくて9月から来年の3月までの出生予定で、母子手帳を交付した数であります。79人です。8月末ま

での59人と今後の出生予定者79人を加えても、138人であります。17年度の152人には及ばない数字になってきているかというふうに思います。

それから、参考までであります。人口が減少した要因と思われる、死亡・転入・転出について、ご説明申し上げますけれども、17年度の死亡は5人増の126人。転入は79人減の666人。転出は44人増の718人となっています。この第4次長期振興計画の第1章では、いままで人口が増加した推移として、死亡者より出生者数が多いこと、転出者より転入者が多いことによるとしておりますが、17年度についてはこの逆の現象になってきているかなというふうに思います。

ちなみにであります。17年度の転出者、718人のうち、約50%を占める15歳から29歳、この方につきましては、ちょっと調査したところ、357人について調査したわけですが、調べたんですが、県内の転出者が150人、約42%であります。県外への転出者207人で、58%が県外へ転出しているという状況であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいまお答えをいただきましたところ、何となく御代田町、このままどんどん人口が多くなっていくのではないかなというイメージといたしますか、あったわけですが、現実の数字を聞いてみますと、わずかながらもいま減少しているという状態、またその中でこの出生人口が少ない見込みだということをお聞きしました。本当にお聞きしましたらそうかなと思っているところであります。

いずれにいたしましても、この国にとっても、1人でも多くの子どもさん、高齢者はこれは本当に私たちも含めてどんどん高齢者が多くなっていくわけでありまして、いつも申し上げますとおり、子どもさんは生まないことには出て来ないという中で、本当に1人でも多くの子どもをと、こんな思いでいるところでございます。若いお母さんたちに、自分が生みたい子どもの数、それから実際の出生人口が少なくなっている、その理由を聞いてみますと、つまり3人欲しいけど、2人ぐらいにしておくとか、2人は欲しいんだけど1人だというような方に、その理由をお聞きしましたところ、やはり一番大きいものは経済的なことで、子育てには教育費も含め、大変多くのお金、費用がかかるということでありまして、もちろんほかにも子育てには体力的、また肉体的に大変であるとか、核家族で子育てが大変だとか、仕事に差し支えるとか、いろいろな理由があるわけでありまして、いま一番大きな理由である、この経済的なことという中で、ひとつ町で支援ができないかなという1つのことなんです。この出産育児一時金の支給、現在30万円が出産後請求して1~2カ月後に受け取れると、このような仕組みになっております。出産時は当然、入院費用ばかりでなく、子どもの出産のための費用、また洋服とかいろいろなために大きなお金がかかるわけでありまして、用意しなければならないわけですが、ありがたいことに、今年の10月よりいままで30万円の一時金であったものが、35万円に増額される、これは国の政策でありますけれども、ことになりました。若いお母さんたち、大変喜んでおります。この施策については、公明党としてもしっかり力を入れながら実績としておりますけれども、いま現在、この出産の入院後の支払い、退院時に現金で納めると、このようになっているわけですが、これがまた10月より医療機関へ支払うため、この用意していた費用が公的医療保険から直接医療機関に支払われるように変更になったと、そういうふうに表示されてきております。ですから、平均的出産費用というのは、いま全国的な平均ですが、34万6,000円ほどだということで、35万円のこの支給のお金があると、無料で出産ができるという、大変ありがたいことではあります。しかし、医療機関が代理で受理するため、書類申請などが必要で、実施するかしないか、開始はいつにするかと、こんなようなことは、町の検討が必要となると思われまして。

このように本当に出産のための多額の金額を用意しなくてもよい制度ですので、町としても、一日も早く、もうお金を持っていかなくても直接病院に支払われるような制度ができないかと考えを進めているのか、すぐといっても、10月からという意味ではありませんけれども、来年度からでもそのような方向ができないかと、検討されるかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

出産一時金の直接医療機関への支払いの検討はということでありまして、現在の状況でありまして、現在、国保加入者につきましては、出産後、医療機関に出産費用を払いまして、町へ申請をして10日、町の支払いの日でありますけれども、10日、25日に町30万円を支給していると。要するに償還払いという形をとらせていただいているところであります。

平成18年4月から施行しているわけでありまして、出産一時資金の貸付事業を今年の4月から条例化しまして実施しているわけでありまして、内容につきましては、滞納がなく、出産1カ月前に申請した人に対してであります、8割、30万円の8割の24万円を貸し付ける事業を今年の4月から実施しているわけでありまして、これについてはいま現在、9月現在までで1件の申請もないという状況であります。

10月1日からの今回の改正であります、出産育児一時金であります、これにつきましては現金で支払うのではなく、町が直接医療機関に出産費用を支払うものであります。分娩費用が35万円を超えた場合については、超えた分の差額分については本人が直接医療機関へ支払ってもらう。また35万円以下の場合については、その35万円以下の分について町が個人にお支払いをしていくという内容のものであります。

出産一時金による精算までの、いま現在国で示されている案であります、被保険者は保険者、要するに国保に入っている人は町とそれから医療機関の同意を得るということが前提になっておりますので、事前申請につきましては、出産予定日までの1カ月前までに行うこととされております。町としては、これは当然高額療養費も要綱を整備しているわけでありまして、出産育児一時金につきましても、要綱等の改正をしていかなければいけないと。それから医療機関とのまだ調整が整っておりませんので、調整が、整備が整った段階で実施していきたいというふうに考えております。できるだけ早い時期で、できれば年内にやっていきたいわけでありまして、どんなに遅くても来年度の4月1日の施行には間に合わせていきたいというふうに思っていますので、整備ができ次第、これを実施したいというふうに考えております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） ただいま課長の答弁の中に、一刻も早い実施に向けて、できれば来年度にはというような答弁がございました。本当にお母さん方にとっては、これは大変ありがたいことで、町としてもそのような方向が来年度からでもできるということは、よかったかなと、こんなふうに思っているところでございます。今後もその経過について見守っていききたいと、こんなふうに申し上げておきたいと思っております。

その件は本当に一刻も早くということですが、いま各地の自治体では、それぞれ独自の政策を打ち立て、子育ての支援に力を入れております。

例えば松本市が今年の4月より『わいわいパス』というカードを発行いたしまして、18歳未満の子ども3人以上扶養している世帯には、買い物時に協賛の店舗で5%の割引をしてくださると、こんなような取り組みをされている。また、下條村では、若者の夫婦の定住をねらったマンション風の村営集合

住宅、このようなものを建設して、家賃を安くしながら入居を勧めていると。その条件は、消防団への加入とか、地域活動に参加すること、このようなことを決めながら、いま進めているそうです。また、医療費の無料化とかいいいますが、医療費は中学3年生まで無料化しているという中で、3年ほど前の出生率が1.80であったというものが、現在では2.12に上昇しているという現状があるようございます。

また、2005年の国の調査で、唯一この出生率が上昇した都道府県に、福井県があります。2004年が1.45の出生率であったものが、2005年1年間で1.47に伸びたと。その要因には、幾つかあるわけでありまして、5年前から就学前までの子どもの医療費を無料にしてきた。また、3人目以降、子どもの保育料が無料化されていると。それからその中の福井県の勝山市では、出産祝い金として第3子に30万円、第4子に40万円、第5子に30万円と、このようなものが支給されていると。実はこの制度は、その福井県の県内では17市町村中8市町で制度化されているという現状であるそうです。

また、結婚相談室というものがあまして、県内に200人ほど、この情報交換する方がいまして、結婚に結びつけていると、このような制度もあるということです。

このように、支援する地域では、確実にそういう中、出生率が上がってきているということでもあります。

ほかの地域ではいろいろありますが、いま御代田町でよく聞かれますことに、妊婦検診の助成がもっとなされないか、いま少しされているわけですが、もう少しなされないかということ。ほかにも、たとえ1万円でも祝い金が出たらうれしいよねというような意見ですが、そんなようなことがございます。

その中で特にこの妊婦さんの検診でありますけれども、特にこの後期検診、ちょっともう月が8カ月、9カ月等になったときの1回、1回のこの検診料が大変高くなってまいりまして、もちろん保険が利きませんので、大変だということでもあります。

現在、お聞きしましたら、前期に1回、後期に1回、この補助が出ているというようでもありますけれども、せめてこの後期にあと2回ぐらい町で負担ができないものか、金額とかそういうことは決めていただければいいんですけれども、そのようなことも含めて、この子育てに御代田町独自の支援をしていったらどうかと、こんな思いでいるところでございます。もちろん、これは予算に入れられないといけないことですので、今後検討する余地があるかなと思いますけれども、このようなこの町独自の支援、1人でも多くの方を、子どもさんを出産するためにもというようなことで、一応予算も兼ねてのことですので、町長、このような独自の支援というものは、今後考えられないでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

妊婦検診等への助成はということではありますが、いま内堀議員言いましたとおり、現在町では母子手帳申請時であります。前期分、19週前に1回、後期分、20週以後について1回の、計2回の無料診察券を発行して、病院にかかっただいて、今度はそれを、支払いが国保連合会へ行きまして、国保連合会から子どもの方へ請求が来て、払っているという状況であります。1回当たりにつきましては、約5,000円ぐらいの費用がかかるというふうに聞いております。5万円から7万円ぐらいの費用がかかっているのかなというふうに思っています。

17年度の町の実績であります。前期1回当たりの費用が7,120円です。これが134人受診されました。後期1回当たりの費用であります。6,780円で133人が受診されました。その

うち、後期分で超音波でありますが、35歳以上で後期1回ならこれ、受けられるわけでありましたが、これにつきましては、1回当たり1万2,280円であります。13人が受診しました。合計で平成17年度の御代田町の実績であります。201万5,460円の補助をしているところであり。18年度予算では、254万7,200円を計上させていただいているところであり。

また、国は来年から一定割合を補助する制度を導入しているというようなこともあるため、今後の動向を見る中で、今後検討させていただければというふうに思います。

近隣では、この制度については、佐久市、小諸市、軽井沢町は当町と同じで、前期1回、後期1回分ですが、立科町については前期1回、後期2回分を実施しているところであり。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） そうなると、また町長にちょっとお聞きいたしますけれども、そうしますと、今年予算ではいままでどおりでしょうか、少し多くなったという予算ということでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

17年度の実績であります。先ほど言いました134人が前期で受けているわけであり。18年度の予算措置としまして、前期で170人、後期で170人、それから超音波15人を予算計上させていただいてあります。以上であります。

○10番（内堀千恵子君） 多くなっているんですね。

○町民課長（南沢一人君） だから17年は134人で、18年度は170人であり。36人増えております。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） そういたしますと、予算を少し多くとって、170名ぐらいの人、でもこれは回数とすれば同じ中で、人数を多くとっているという、こんなようなことではないかなと思われ。そういう意味では、ちょっと私の、できればその後期にもう1回でも2回でもというようなこととちょっと違うわけですが、本当に妊婦さんの検診も、実は先ほど1回1万2,280円かかるという中で、本当に大金なわけであり。本当にその1回の半額でも助成ができれば、これは本当に嬉しいことではないかなというところに行くわけであり。また町長、その次のところでちょっとそんなことも含めてのお話をお聞きをしたいと思っております。

その検診もですけれども、実は不妊治療をしている方もいらっしゃるわけであり。この件につきましては、なかなか当事者のご意見を伺う機会が少ないわけであり。たまたま2人の方からお話を聞くことがございました。その中で、1人の方は、本当に子どもが欲しいんだけど、授からない私たちのことも是非考えてくださいと、涙ながらに訴えられました。いま、国の現行制度では、1年に1回10万円を2回、都合20万円ですけれども、補助があるということであり。この治療には、1回受けると30万円以上のお金がかかるというもので、きわめて難しい治療で、何回も行われるというものであるようです。更にこの補助金の対象となる病院ですけれども、長野県では何力所もあるわけではなくて、例えば御代田町から治療に行くとしましたら、長野とか松本とか篠ノ井とか、遠くて、近くのこの浅間病院、佐久総合、また厚生病院等ではこの助成制度が適用になっていないんですね。そういう不便もありまして、是非このための助成が何かできないかということ、たまたま、いま1人の方は、群馬の方の病院に行きまして、幸い1人のお子さんを儲けたということで、大変喜んでおりましたけれども、2人目が欲しいが、それは無理だろうと諦めていました。

佐久市では、コウノトリ支援事業という形で、治療代を支給しているということですが、御代田町の現行のこの不妊治療に対する助成というか、不妊治療に対しては、どのようになっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 不妊治療についてご説明申し上げます。

町では、17年度から不妊治療実施助成事業実施要綱を定めまして、これによりまして特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するために、この事業に取り組んでいるところであります。

17年度につきましては、1件の申請がありました。18年度につきましては、まだいまのところ申請はありません。

対象者であります、1年以上前に住民票があることと。それから1年以上前から不妊治療を受けている夫婦であることと。それから町税を完納していること。それから夫婦の合計所得が650万円未満であり、県、それから他市町村の助成を受けていないということが条件であります。この事業は1年間10万円で、2年間を受けることができます。

県のいまの事業であります、県の事業では知事の指定した医療機関でのみ受診ができると。それ以外の病院等では受診ができないということですが、県の病院であります、上田市で1軒、下諏訪町で1軒、飯田市で2軒、松本市で3軒、長野市で4軒の県内11病院が指定されております。それから県外であります、8病院が指定されております。これは東京、福岡、群馬、愛知、山梨の5県の8病院で受けた場合については、県外の場合でも県事業で補助ができるということになっております。

しかし、御代田町の場合については、先ほど内堀議員言いましたとおり、御代田町は希望する病院、こちら辺で言えば、小諸厚生病院、それから花岡産婦人科さん、御代田中央病院、浅間病院、それから佐久総合病院、この5つの病院がいま現在佐久管内であるわけですが、この5つの病院、どこへかかってもらっても、近隣ですね、かかってもらってもいいということになります。

それからちなみにであります、浅間病院につきましては、10月から佐久地域以外の人は一応だめだよということになりまして、いま年間600人、浅間病院で生んでいる方がいるわけですが、これの対象になる方300人がアウトになるということになります。そうすると、300人がどこかの地域の病院なり近隣の病院で受けざるを得ないかなということになっております。

それから、いま御代田町の場合には特定病院を指定していないということですが、これにつきまして、県より柔軟な運用ができるかなと、御代田町の場合には柔軟な運用ができるかなというふうに思っております。

この事業につきましては、町単独であります、県の場合については、これは国庫補助という形の中で、国が2分の1、県が2分の1の中で実施しております、町の場合は全額町単独事業という形でやっております。

近隣市町村でも対応ができるわけですが、国は今後、上限額の引き上げ、10万円を20万円、所得制限の緩和を検討しているというようなことですので、町もこの動向を見ながら今後の検討にさせていきたいというふうに思っております。

ちなみに、近隣であります、佐久市は御代田町と同じ事業で実施しておりますが、小諸、軽井沢、立科につきましては、この事業は採用しておりません。実施しておりません。以上であります。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） そうしますと、御代田町では近隣の、先ほどの5病院ですか、かかった場合でも10万円は出しますよと、こういうことであることをお聞きいたしました。本当にこれはきっと

町の、御代田町のそういう方、知らないでいるのではないかなという中では、朗報のような気がいたします。

確かにいまお聞きしますと、そこに条件、御代田町の住人であるとかという条件があるわけですが、それにしても御代田町としては、近隣の5病院で生まれた場合にも、その補助金が出るよということは、喜ばしいことである。何かもう一度どこかで広報していただけたらと、こんなふうにも思っております。

ただいまお話ございましたように、国ではこの助成の期間を、今年度の予算で、いままで2年間であったものを5年間に延長すると、このように決まったようであります。先ほどの福井県の不妊治療という、福井県でもこの10万円を上乗せして20万円の助成をしていると、こんなようなところ、勝山市では50万円の助成をしていると、こんなところもあるわけです。そういうところばかり言っても仕方がないわけでありまして、本当にその市長さんいわく、少子化は地域を衰退させる、子どもが多くいることが、豊かであり幸せなんだと、そういう考え方を根付かせたいと言っているというお話がありまして、やはりこの長、御代田町では町長さんだと思うんですが、長の一念というものがこういう子育てにしてもすべてのことなんですけれども、進めていく中で支援ができるという中で、町長、再度お聞きいたします。いまこの不妊治療のことは大変よかったなと思っておりますが、今後、この子育てについて、町の支援、また独自でできるようなことを考えていかれるのかどうなのか、そんな点についてお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

妊婦検診等の助成あるいは不妊治療の助成等について質問があったわけですが、基本的には先ほど課長が説明しましたように、ここですぐやるやらないということではなくて、町の現状も、現実問題として人口が減少し始めている、あるいは出生率も低下している、こういう現状にあることは事実であります。町も施策、長期構想で行くと2万人都市構想、これを標榜しているところでありますので、これらの関係を踏まえて、町の施策も更に充実していかなければならないかなと、こんなふうにも思っているところであります。

町は、日だまりプランも作成をいたしました。そして、いろいろな制度の中で町は社会保障制度の充実を図っている、こういう現状にあるわけです。先般、朝日村の保育料の関係が出たわけです。非常に今後経済低迷等の関係、あるいは過疎に悩んでいる、そういった現状から、若い子育ての皆さんをフォローする、支援する、そういった意味で、保育料を12%下げたと、こういう新聞報道がされていたわけです。私も今回の定例会の1つの答弁の材料になるかなと、こういうふうに見たわけでありまして、あの中信、あそこのところは12%下げたとしても、ある面ではまだ御代田より高かった。いろいろな面で御代田町は福祉に充実を図っているなど、こんなことを実感したところであるわけでございます。

しかしながら、国もこの少子化には歯止めをかける、子育てを支援していく、そういった方向にあるわけでございます。そういった面から、先ほど課長が説明しましたように、国の動向を見ながら、補助制度、社会保障制度、そういったものを改めて見直した中で、必要なところから次年度に反映をさせてまいりたいと、こういうふうにも思っております。

ただし、何でも行政にということは、果たしていいのかなと、こういうことも私自身は疑問を持っているわけでありまして。しかしながら、社会はそういった面については非常に時間がかかるかなと。では

当面どうするか、そういった現状と将来を踏まえた中で考えてまいりたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 確かにこの子育て、福祉の面についてもですけども、何でも町に、行政をお願いしていくということではないかなと。さりとながら、この子育てのことは、再三申し上げて申しわけなかったですが、まだまだこれから支援できる部分はあるのではないかなと、こんなふうに私も思っているところです。

本当に現在この有識者の間でも、この子育てというものは経済的な支援のみならず、この生活を犠牲にしない働き方への転換とか、また子育ての負担を重荷にしない地域行政の支え方、そのうえで男女共同参画のあり方等、この本当に育児というものを、こういうふうになってきていいのかと思いますが、自己責任でなく、社会の共同責任として、社会全体で支えていく方向に意識を変えていかなくてはならないと、このようにいま有識者の間でも言われ始めているところです。いままではもちろんお母さん、お父さんが、家族が子どもを育てるのがあたりまえなことであった、それでもまだ多くのお子さんが生まれたわけですけども、本当にこんな時代になったのかなという気がします。教育、安全面、また保育の問題等、生活すべての面で子育てを考えながら、この社会情勢を考えていく、もうそのためにも多くのこの子育てのニーズというものがありますので、まだまだ問題点、たくさんあると思いますけれども、一度お母さん方からアンケートでもとりながら、こんなことがまだあるのかな、要望があるのかなというようなことも含めて、対応を考えていっていただきたいと、こんなふうに思っております。一つひとつがすぐにできるとかということはいつにしましても、ただ、本当にこの長い間の中で、子育ての支援は随分進んできたなど。それは私も本当に認識しておりますけれども、まだまだと思いますので、この件については終わりにしたいと思います。

続きまして、可燃ごみの分別についてを質問をさせていただきます。

実は8月号のこの『やまゆり』の広報の中に、この件が出ていたわけですけども、皆さんお読みになったかと思いますが、「可燃ごみの分別」を見た方から、「これからは雑紙というものを紐で縛って出すようになるんだって」と、「何か小さいものは紙の袋に入れて出すんだというんだけど、大変だね」というようなことのお話がありました。実はそれを言われたときに、私、まだこれ見ていませんので、「何、そんなようになったの？」という中で、この記事を見てみたわけですけども、これが悪いという意味でもないんですが、実際には大変だなと思いましたが、これができればの話ですけども、と思います。そこに行くまでに、ちょっとこの近年の可燃ごみの排出量、どのような推移になっているのか、わかればいまイーステージをお願いしているわけですけども、ごみの料金等がどのように多くなっているか、そういう中でこのことが出てきていると思いますのでお聞きするわけですが。

それから、これを一番、この分別をする目的といいますか、そんな点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） お答え申し上げます。

ここ数年のごみの収集・処理状況を見ますと、資源ごみ全体につきましては、わずかに減少傾向にあるものの、14年度から開始した容器包装プラの回収量は、着実に増加しています。また、埋め立てごみは13年度から15年度には500トン台、年500トン台であったものが、16年から17年度で

は年に340トンとなって、減量傾向にあります。埋め立てごみの減量が進んだのもっとも大きな要因は、町民の皆さまの積極的な取り組みにより、ごみの分別収集、資源化が一定程度進んだことだと見ております。

これに対し、可燃ごみは、容器包装プラの回収増加にもかかわらず、人口増加率を上回って、年3～5%程度増加しております。17年度における可燃ごみの処理量は1,578トンで、このうち事業系では、企業の皆さんの努力によって減となっているものの、一般家庭から出される可燃ごみを見ますと722トンで、対前年比では8.5%と、かなり伸びになっております。

ごみ処理の委託料全体では、前年に比して1,400万円ぐらい増加しております。地球環境への負荷の軽減、資源の有効活用を進めようという、今日の趨勢から、ごみの減量化の推進は、ますます重要な課題となっております。また、現在、可燃ごみの処理を委託していますイーステージの処理量は、税込みでキロ48円。それから17年度ではキロ55円と値上げされたことも、ごみの減量化の推進を重要な課題としているものでございます。

今回の先ほど見直しのお話がございましたが、紙ごみ類の資源化を、よりいっそう進めるために、まず『やまゆり』8月号の環境衛生情報への雑紙の取り扱いについて広報を行いました。区長さん、あるいは美化推進委員の皆さんの合同会議で説明し、見やすく、改めたごみの出し方カレンダーの各戸への配布をお願いしてきているところでございます。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） その中では、1つは可燃ごみが多くなってきているという中で、こういうことが行われているんだと思いますし、それからいま各戸へ何か、これはごみは今度こういうふうに出してくださいというのですね、ではなくて各戸へという……ポスターね、はいはい。まいりました、私のところも。

実は、そのポスターだけでわかればいいんですが、ちょっと教えていただきたいんです。実はごみ、ちょっと家庭のごみ、ちょっと持ってきてみました。持ってきてみましたって、大変申しわけないんですが、その先ほどの小さいものは封筒に入れてという場面の封筒、例えばこれが封筒とは言わないと思います。これは紙袋というと思うんですが、封筒というと、普通にいいますと、こういう茶封筒みたいなものの中に、小さいものは入れてくださいと、こういうことだと思うんですが、例えばこういうもの、これは茶封筒でいいんでしょうか。もう少し大きくしてある程度の大きさにして縛れというものなのか、どうなのか。実は書類的なものは確かに大きさはなから決まっていますので、それぞれの大体の大きさにして、ある程度縛ってくださいということでもいいんでしょうが、実はこれ、見ていただくとわかるんですが、家庭のごみではもうそれぞれの大きさやら形やら、厚いのや何やらいろいろあるわけですが、どの程度までこのごみの、紐で縛ってというのは、どの程度のものをどういうふうに入れてどういうふうにしたらいいのか、ちょっとそこまでは答弁するのも変だと思いますけれども、わかる範囲で。わかる範囲でというより、わからないとできないんです。実はこれ、とても、まあこういうふうに言われても大変だねという方はいらっしゃいます。よくわからない。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） はい、お答えいたします。

紙類の分別の見直し内容ですが、端的に申し上げますと、資源化できないものでいままでどおりの燃えるごみとしてしか出してもらえない紙などの紙ですが、それ以外の紙は資源化できるので、なるべく分別して雑紙として出してもらおうということで、その小さなものといいますが、私たちが考えますと、名刺大ぐらいのものからは、本当は雑紙なんです。で、それをそのまま縛りますと、落ちてしまいます。

ですが、名刺とかそういうものにつきましては、やはり個人情報の問題が大きく左右されるかと思いません。そういう個人情報のものは、シュレッダーとか、燃やすところでもいいですが、要するにそれ以外のものにつきましては、なるべくこの散乱しないようにちょっと工夫していただいて、そういう袋に入れてまとめていただければということで、これは前々からもうごみを分別化するときから皆さんにお願いしてきたことで、これは改めてやったことではないのですが、いっそうこういう分別を図っていただくべく、広報しているというふうにご理解いただければ幸いかと思います。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） いままでもそうだったかどうか、あまり実は認識がなかったんです、そういうことでいいというような認識はなかったんですが、ある程度、ではこの中に入るぐらいのものは、これで何枚か重ねて縛っていただければいいと、まずそういうことですね。わかりました。いまその、紙袋ではまずいですね、これでは大きすぎてしまいますね？ これを例えばこのぐらい、こういうふうに入れて3つ、4つというのは、まずいですか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） できればそのように見えるような形で出していただくのが、中へ混ぜ込みが防止できるかなと思いますが、できるだけ指定のように紙紐で結わえてお願いできればと。内容については信頼関係です。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） 実は今回、このことをあれしてみましたら、特に私たちはいろいろな、ここにもあるわけですけれども、こういうものもいただいたりで、これをどうしようかと思っていました。本当に可燃ごみの中に入れていた場合もありました。でも今回、実は私は、このことが出て、なるほど、申しわけない、私なんか、皆さん、どうでしたか。としましたら、こういうものは縛って今度では出せるんだなとわかりましたので、そういう意味では大変ありがたいというか、わかっていたことでしょうか、だと思いますが、出していけるなど、こんなふうには思っております。

御代田町のこのごみの分別ということは、本当に他の、特に軽井沢とかの、他の町村に類を見ないほど、しっかりいままでも分別ができてきたなと私は認識をいたしております。そのうえにこの紙の分別ということが、いままでとというより、ちょっと何人かの方に大変ですねということは、そういう認識がなかったのではないかなと、こんなふうには思うんですが、そういう中で、先ほど美化推進の方に話を申し上げたといっておりましたが、それが皆さんのところに伝わってくるのは、この広報のみで終わるようなことでしょうか、何かそのごみの推進の方が村内で説明をなささいということなんでしょうか。その辺がもう少ししっかりとしないと、何かわからない方いっぱいいるような気がするんですが。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

美化推進員、各地区の美化推進員の皆さまにもお話ししてございますが、やはり地区の指導というのは、やはりそういうところで精力的にやっていただくということになるかと思えます。こうした説明、あるいは指導の話につきましては、区民の先頭に立って分別収集していただいている地区の役員さんの理解と協力が、本当に不可欠ではないかと考えます。やまゆりでの説明内容につきましては、これだけで皆さんに理解していただくということは考えておりません。引き続き機をとらえて広報を行う必要もあるのではないかと考えています。

8月の美化推進員の会議での提案も、その一環でございまして、更に幾つかの区からももう要請を受けておりますが、やはり私たちも前向きに出前講座等に進んで要請があれば各地区に進んで説明をして

歩いていると。金曜日にも地区へ出向いて説明して、理解を求めているところでございます。

○議長（土屋 実君） あ、出前講座、よろしいですね。本当にちょっといま言うとおりに、こうごみを実際に見ながら、これは？ というような説明をしていただくと、わかりやすいかなと、こんなふうに思っております。

そういう意味で、この雑紙をも分別していくということは、大変重要なことであり、私としても先ほど申しましたが、ありがたいことだなと思っております。

ただ、そういう中で、この町民の皆さんの中で、そうは言うけれども大変だなという、それがあるいは高齢者の方の場合もあるでしょうし、意識の問題のことはちょっと違うんですが、まあ忙しいとか、いろいろな意味で、ちょっとこの分別がじぶらへへの手助け、それからもう一つ、ときにはできる人がやっていけばいいのか、どこか、例えば今年いっぱいできっちりやるようにしたいというようなことなのか、その辺は町としてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えいたします。

いつごろまでにということだと思いますが、分別の収集による資源化の促進につきましては、町民一人ひとりが自覚を持って取り組んでいただかなければならないという課題でありまして、運動でもあると思います。猶予期間を儲けるから、何時までに徹底しなさい、できないところは置いていくよとか、そういうことのやり方はなじまないと私もは考えております。期限を定めるようなことはしない。今後、いつごろまでに定着を図るか、これは政策的目標は必要になってくるかと思いますが、当面はどの程度減量化ができるか、可能なのか、見守っていきたいと。これはやはり住民一人ひとりの心構えでもあるかなと思います。だから、できる人がというのではなくて、できない人はいかにできるようにするかという努力もお願いできればというふうに考えております。

それと、先ほどの分別困難な方ということだと思いますが、分別困難な一人暮らし等の方々もいらっしゃるかと思います。町の高齢者対策として、ごみ出し支援をしておりますが、地域の助け合いも必要であり、地域みんなで取り組みをお願いするものです。また、御代田町には結構外国人も多くいらっしゃいます。そんなことから、分別の仕方、やはりカレンダー、ポスターですね、につきましても、外国版で5カ国語、5カ国といたしますと、英語、中国語、タイ、タガログ語、それからポルトガル語の5カ国語のを作成してございます。それらを職場あるいは交流組織を通じて、併せて啓発をしているというのが現状でございます。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） そうすると、期間は定めるものでもないということであり、できる人からやっていく、できない人もできるようにしていくことだと、それは本当にそのとおりだと思います。また、地域の助け合いだとか、ごみ出し支援、これは福祉、社協の方なんでしょうか、それともシルバーの方なんでしょうか。お願いすればやっていただく支援があるということでしょうか。

○議長（土屋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） お答えします。

ごみ出し支援、これは高齢者対策で福祉の担当の方で担当していただいておりますが、それらにつきましては、またご相談をいただければというふうに考えております。

○議長（土屋 実君） 内堀千恵子君。

○10番（内堀千恵子君） わかりました。

実際に大変だという方もいますので、そういう方は福祉の方をお願いをしていくということがわかり

ました。

本当にこのごみの分別、大変な部分と、またいま増加しているという、この実状がわかりましたので、一刻も早いこのごみの分別、やりやすいといえますか、ごみを処理するといえますか、そのような安全なごみのステーションも一刻も早く考えていくことであるかなと、こんなふうにも考えております。私たち生活している限り、この生活廃棄物といえますか、ごみが出てくるわけでありますので、この問題は本当に一人ひとりがどういうふうにしていくかということを考えながらやっていく大きな問題であると思います。この分別も含めて私もしっかりやっていかななくてはなと思っています。

いま不法投棄も多くなってきているというようなこともお聞きしますので、本当に意識しながらこのごみの分別ということもやりながら、また今後の大きな御代田町の課題に向けても進めていくことかなと、こんなふうに思っているところでございます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告4番、内堀千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたします。

明日は10時から引き続き一般通告質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時36分